

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

京都府人事委員会

目 次

報 告	1
1 職員給与の実態等	1
(1) 職員給与	1
(2) 民間給与の調査等	2
(3) 職種別民間給与実態調査の実施結果	2
ア 給与改定等の状況	2
イ 職員給与と民間給与との比較	3
(4) 物価及び生計費	6
(5) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等	6
2 職員給与の改定及び勤務条件等	7
(1) 職員給与の改定等	7
ア 職員給与の改定	7
イ 給与制度に係る諸課題	8
(2) 職員の勤務条件	8
ア 総実勤務時間の短縮	9
イ 健康の保持増進	11
ウ 職業生活と家庭生活の両立	12
エ 適正な勤務環境の確立	12
オ 非常勤職員の勤務条件	13
(3) 人事管理	14
ア 人材の確保・育成等	14
イ 高齢期の雇用	15
ウ 公務員倫理の徹底	16
3 給与勧告実施の要請等	17
勸 告	18
1 改定の内容	18
2 改定の実施時期	19
別表第1	20
別表第2	43

報 告

地方公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。また、同法第24条において、給与は、職務と責任に応ずるものでなければならず、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

人事委員会の報告及び勧告は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として、人事委員会が中立性、専門性を有する第三者機関の立場から行うことにより、前記の地方公務員法に定める諸原則に基づく適正な勤務条件を確保する機能を有するものである。職員に対して適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

本委員会は、報告及び勧告が果たす役割や職員の勤務条件を取り巻く諸情勢を認識する中で、これまでから地域の民間賃金のより適切な反映をはじめとする適正な給与制度・水準の確立に取り組んできており、本年においても職員給与の実態及び給与決定の基礎となる諸事情等について調査研究を行ってきたところである。

その結果は、次のとおりである。

1 職員給与の実態等

(1) 職員給与

本委員会が平成30年4月1日現在で実施した職員給与実態調査によると、職員（職員の給与等に関する条例（以下この報告において「給与条例」という。）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）は、昨年比べて151人少ない21,410人であって、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、第2号任期付研究員及び特定任期付職員の7種10給料表の適用を受けている。

これらのうち、行政職給料表適用職員から本年度の新規学卒の採用者等を除いた公民給与の較差算定対象職員（以下「較差算定対象職員」という。）は4,648人で、その給料（給料の調整額を含む。以下同じ。）及び主な手当の平均

月額（実支給額）は、給料328,521円、扶養手当8,485円、地域手当26,136円であり、その平均年齢は43.0歳、平均経験年数は21.0年、男女別構成比は男性64.1%、女性35.9%、学歴別構成比は大学卒72.5%、短大卒7.7%、高校卒19.6%、中学卒0.2%となっている。（「説明資料」第1表参照）

また、教員、警察官、看護師等を含めた職員全体では、給料（教職調整額を含む。）343,413円、扶養手当9,439円、地域手当24,141円であり、その平均年齢は40.9歳、平均経験年数は18.8年、男女別構成比は男性65.4%、女性34.6%、学歴別構成比は大学卒75.2%、短大卒7.2%、高校卒17.6%、中学卒0.0%となっている。（「説明資料」第2表から第12表まで参照）

(2) 民間給与の調査等

本委員会は、職員給与等を検討する資料を得るため、人事院及び京都市人事委員会等と共同して職種別民間給与実態調査を実施した。

この調査は、人事院が行う国家公務員の給与を検討する資料を得るための調査を兼ねており、府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である1,013の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した245の事業所を対象に調査を実施し、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者について、本年4月分として支払われた給与や過去1年間に支払われた賞与等の調査を行うとともに、各企業における給与改定の状況等についても調査を行った。（「説明資料」第13表から第22表まで参照）

本年の調査完了率は93.0%と例年と同様に極めて高い割合となっており、その調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

本委員会では、この調査のほか、今後とも、機会あるごとに幅広く情報収集・意見聴取に努め、人事・給与制度に関する調査研究を一層深めていくこととする。

(3) 職種別民間給与実態調査の実施結果

ア 給与改定等の状況

民間事業所における給与改定等の状況について調査した結果は、次のとおりである。

採用及び初任給の状況は、新規学卒者の採用（事務員・技術者）を行った事業所の割合は大学卒で34.7%（昨年40.0%）、高校卒で18.0%（同18.4%）となっている。そのうち、初任給が増額となっている事業所は、大学卒で38.3%（同36.8%）、高校卒で46.9%（同33.7%）となっており、据置きとなっている事業所は、大学卒で61.7%（同63.2%）、高校卒で

53.1%（同66.3%）となっている。また、初任給の平均額は、大学卒で210,055円（同207,416円）、高校卒で163,922円（同165,951円）となっている。（「説明資料」第14表及び第15表参照）

給与改定の状況は、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は33.8%（同29.1%）、ベースアップを中止した事業所の割合は11.5%（同15.5%）となっている。（「説明資料」第16表参照）

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.0%（同92.2%）となっている。昇給額が昨年比べて増額となっている事業所の割合は27.0%（同17.0%）、変化なしとしている事業所の割合は61.2%（同65.2%）、減額となっている事業所の割合は2.8%（同10.0%）となっている。（「説明資料」第17表参照）

イ 職員給与と民間給与との比較

（ア）月例給

職員給与の改定に当たっては、職員給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本としている。これは、職員についても勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、その時々を経済・雇用情勢等が反映された民間給与の水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

民間給与の水準をより適正に反映させ、広く府民の理解を得ていくため、単純な平均値によるのではなく、職員にあっては較差算定対象職員、民間企業従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の4月分の給与を対比させ、職員の人員数ウエイトを用いたラスパイレース方式により精密に比較を行っている。

本年4月分の給与について、給与条例に定める本来の給与に基づく公民較差を算出したところ、第1表に示すとおり、職員給与が民間給与を679円・0.18%下回っていた。

なお、本府においては、現在、管理職員の給料月額のカット措置が行われており、この措置による減額後の職員給与は、民間給与を1,506円・0.40%下回っていた。

また、本府における給与制度の総合的見直しは平成30年4月1日に完成しており、本年はこれに伴う給与水準の変動も含め、適切に職員給与と民間給与との比較を行っている。本委員会は、毎年の職員給与の水準が適正なものとなるよう今後とも精確な比較を行うこととする。

第1表 職員給与と民間給与との月例給の比較

	民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
			①-②=③	③/②×100
給与減額前	381,700円	381,021円	679円	0.18%
給与減額後		380,194円	1,506円	0.40%

- (注) 1 「給与減額後」は、管理職員等の給与の特例に関する条例による管理職員に対する給料月額のカット措置により、実際に支払われた職員給与である。
- 2 管理職員の給料月額のカット措置の影響分は、827円(0.22%)である。
- 3 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者等は含まれていない。
- 4 比較給与種目は次のとおりである。

民間給与	職員給与
きまって支給する給与 ^(注1) から時間外手当 ^(注2) 及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当、管理職手当、初任給調整手当

(注1) 基本給、家族手当、地域手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される給与をいう。

(注2) 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

- 5 公民較差の算定は、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を比較するラスパイレス方式による。

$$\text{給与較差} = \frac{\Sigma P_1 Q_0}{\Sigma P_0 Q_0}$$

P₁…民間企業従業員の平均給与月額

P₀…職員の平均給与月額

Q₀…職員数

ラスパイレス方式

民間企業従業員を役職段階・年齢・学歴に応じて区分した上で、それぞれの区分ごとの給与(平均額)をそれぞれ同等と認められる職員に支給した場合の給与総額を職員の実際の給与総額で除したものの。

なお、民間企業従業員の本年4月分の平均給与月額については、「説明資料」第19表参照のこと。

(イ) 特別給

職員の特別給（期末・勤勉手当）については、民間の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給の年間支給月数とを比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給は、第2表のとおり、年間で所定内給与月額⁵の4.46月分に相当しており、職員の特別給の年間支給月数（4.40月分）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っていた。

第2表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額 (円)	下半期 (A ₁)	365,069
	上半期 (A ₂)	365,973
特別給の支給額 (円)	下半期 (B ₁)	830,552
	上半期 (B ₂)	801,379
特別給の支給割合 (月分)	下半期 (B ₁ /A ₁)	2.27 ⁵
	上半期 (B ₂ /A ₂)	2.18 ⁹
	計	4.46

(注) 1 「所定内給与月額」とは、月ごとに支給されるすべての給与から超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当等勤務実績に対して支払われる手当を除いたものをいう。

2 「下半期」とは平成29年8月から平成30年1月まで、「上半期」とは平成30年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の期末・勤勉手当の年間支給月数は4.40月分である。

(4) 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では0.6%の増加、京都市では0.8%の増加となっている。

家計調査（同省）を基礎に人事院が行う計算方法により算定した本年4月における京都市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ138,850円、173,300円及び207,730円となった。また、全国消費実態調査（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、105,350円となった。（「説明資料」第23表及び第24表参照）

(5) 国家公務員の給与に関する報告及び勧告等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告等を行った。

本年の給与改定としては、本年4月分として支給された月例給について国家公務員給与と民間給与を比較した結果、国家公務員給与が民間給与を655円（0.16%）下回っており、若年層に重点を置いて、行政職俸給表（一）の場合、平均0.2%引き上げることとしている。

特別給についても、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き上げ勤勉手当に配分することとし、その上で期末手当については、平成31年度以降、6月期及び12月期が均等となるように配分することとしている。

また、初任給調整手当及び宿日直手当の引上げ改定を行うこととしている。（「説明資料」参考（国家公務員の給与等）参照）

小・中学校、高等学校等の教員に適用される教育職給料表等については、従前どおり、本委員会も参画する全国人事委員会連合会（全人連）において検討を行い、本年の人事院勧告に準じて改定されたこれらの者に適用される給料表のモデルとなる給料表（教員モデル給料表）が示されたところである。

2 職員給与の改定及び勤務条件等

(1) 職員給与の改定等

ア 職員給与の改定

(ア) 公民の給与較差に基づく職員給与の改定

a 月例給

本府においては、管理職員の給料月額のカット措置が行われている。この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なる臨時・特例的なものであることから、公民の給与較差に基づく職員給与の改定に当たっては、給与条例に定める本来の職員給与の水準と民間給与の水準との均衡を図ることを基本に対応することが適切である。

本年4月分の給与条例に定める本来の職員給与と民間給与を比較した結果、職員給与は、民間給与を679円・0.18%下回っており、民間給与との均衡を図るとともに、国家公務員の給与水準や国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、本府においても人事院勧告で示された俸給表等の構造及び改定額を基本とし、給料表の引上げ改定を行う必要がある。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

これにより職員給与は、給料表の改定により平均625円、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の諸手当により平均47円の増額となる。

b 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、府内の民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するために勤勉手当に配分することとし、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することが適当であることから、この改定は、本年6月に遡及して実施することとする。

また、指定職給料表適用職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

このほか、来年度以降においては、指定職給料表適用職員及び再任用職員も含め国家公務員に対して執られる措置との均衡を踏まえ、6月期

及び12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう配分することとする。

(イ) その他の改定

a 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

b 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

イ 給与制度に係る諸課題

50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑制するための昇給制度の見直しについては、本年8月に人事院が行った国家公務員の定年の引上げに係る意見の申出に基づき今後検討される制度設計の内容とも密接に関係するものであり、高齢層の給与水準の推移等を注視しつつ、引き続き検討していくこととする。

また、特地勤務手当等その他の手当についても、本府を取り巻く社会情勢に即した府民の納得性の高いものとなるよう、不断に点検・検証を進めるとともに、業務や職員の勤務実態にも配慮しながら、適切に対応していく必要がある。

教員の諸手当等の在り方については、その職務と責任の特殊性に基づくものとなるよう、今後とも、国における検討・措置状況や他の都道府県の動向等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

(2) 職員の勤務条件

職員の勤務条件は、職員が安んじて公務に精励する上で重要であるとともに、有為な人材確保を図る上で近年その重要性を増している。本府においては、適正な勤務条件を確立するための取組をこれまで積極的に推進してきたところであり、今後とも不断に続けていくべきものである。

現在、社会全体で働き方に関する様々な取組が進む中、本年7月に長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を目的とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されたところである。罰則付きの時間外労働の上限規制などの規定が、平成31年4月に施行されることとされており、地方公務員に直接適用がな

い内容も含め、その立法趣旨を踏まえ、適切な対応が求められている。

こうした社会情勢を踏まえ、任命権者においては、総実勤務時間の短縮に向けたより実効ある取組を推進するとともに、職員の健康を保持増進し、ワーク・ライフ・バランスを実現する効果的な取組を進め、また、公務能率の向上に資する適正な勤務環境を整備していくことが重要である。

本委員会においても、管理監督者に対して労働基準法等の法令上の義務を周知し各職場におけるより適正な勤務環境を創出する契機として「勤務条件及び安全衛生に関する講習会」を継続して開催するとともに、地方公務員法の規定に基づく労働基準監督機関として、各事業場を調査し、これら適正な勤務条件の確立に向けた指導等に更に努めることなどを通じ、人事行政の専門的・中立的機関として調査・研究等を進め、必要とされる措置を講じていくこととする。

ア 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員が心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分に発揮できる環境の実現につながるものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するとともに職員の健康の保持増進、さらに、有為な人材の確保にも資する極めて重要な課題である。人事院においても、本年の公務員人事管理に関する報告で、長時間労働の是正として、人事院規則による超過勤務の上限設定や年5日以上の子次休暇取得促進等について言及している。本府においても、民間労働法制や国家公務員に対する対応等を踏まえ、これらの取組について検討を行う必要がある。

本府の昨年度の職員一人当たりの時間外勤務時間数は、各任命権者において職員の意識改革の取組やマネジメントの改善などの取組を強化したこと等により、減少が見られ、また、年次休暇については、平均取得日数の増加とともに、取得日数が5日未満の職員も減少した。

しかし、本委員会が実施した事業場調査では、依然として一部で、時間外勤務の事前命令・修正命令が必ずしも徹底されていない事例が見受けられるとともに、業務外の理由で長時間にわたり在庁している事例が確認された。

本来、時間外勤務については、公務のため臨時又は緊急の必要があるときに命じることができるものである。このため、所属長は、効率的に業務を執行するために、業務の必要性、緊急性を常に意識しながら、業務の進捗状況を適宜把握し、適切な勤務時間の管理に更に努める必要がある。その上で、時間外勤務を必要と認めるときには、適切に事前命令・修正命令を行い、時間外勤務命令を受けていない職員の速やかな退庁を徹底しなくてはならない。

任命権者においては、時間外勤務を含めた勤務時間について、労働法制等を遵守するとともに、本年から、ＩＣカードを用いた出退勤時刻記録やパソコン使用時間の記録の取組が始まっており、各職場において所属長が、これらから得られる客観的な記録を適正に管理・活用することにより、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に沿った適切な勤務時間管理がなされるようにする必要がある。さらに、これらを通じ長時間勤務の実態を把握し、その原因を分析することにより、具体的な業務改善の取組につなげていくことが重要である。併せて、ＡＩ（人工知能）やＲＰＡ（ロボティック・プロセス・オートメーション（ロボットによる業務自動化））といった情報通信技術の適切な活用などを通じて、事務・事業の効率化を更に推進するとともに、業務内容や業務量など各職場の業務実態に応じた適切な職員配置など、執行体制の構築を進め、全庁的に時間外勤務の縮減を図る必要がある。

長時間に及ぶ勤務は職員の心身の健康や生活に深刻な影響を及ぼすこともあることから、管理職員も含めて、職員の時間外勤務の状況を適切に把握し、医師による面接指導等を徹底しなければならない。また、週休日や休日に勤務を命じる場合は、週休日の振替等や代休日の指定を促進し、長時間に及ぶ勤務を可能な限り抑止する必要がある。さらに、時間外勤務手当については、適切な勤務時間管理を行うことにより、適時・適切に支給されなければならない。

教員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定等により、時間外勤務手当は支給されないが、勤務時間管理の必要性は他の職員と同様である。

全国で実施された「公立学校教員勤務実態調査」の集計結果による長時間勤務の実態を踏まえて、本年３月に本府教育委員会が策定した「教職員の働き方改革実行計画」で示された長時間勤務の縮減などの評価指標をはじめ、各取組の進捗状況を把握しながら、改革の取組を着実に実行していく必要がある。また、これらの課題等に対し、中央教育審議会の分科会特別部会においても、勤務時間の上限に関するガイドラインの検討などが進められている。本府においても、関係する機関が連携し、部活動指導の適正化など学校現場における具体的な業務改善の取組が進められているが、教育現場においてこうした改革の取組が浸透するよう保護者や地域等関係者の理解を得るとともに、更なる各種改善策の検討を行うことが重要である。

時間外勤務縮減の取組に加えて、年次休暇や夏季の特別休暇の計画的取得や連続取得の促進についても総実勤務時間の短縮のために重要である。年次

有給休暇5日の取得が義務化された民間労働法制の状況やこれに伴う国家公務員の取扱いを踏まえ、所属長は、各職場の実情に応じた職員の年次休暇等の計画的かつ着実な取得の促進や休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発等に引き続き取り組むことが重要である。

今後とも、職員一人ひとりが自身の働き方を見直し、行政運営を効果的・効率的に推進する中で府民の理解を得つつ、総実勤務時間の短縮につなげていくことが重要である。

イ 健康の保持増進

職員の健康の保持増進は、職員がその能力を十分に発揮し行政サービスを一層向上させるとともに、職業生活及び家庭生活を充実させるためにも、極めて基本的な重要課題である。また、本年7月に改定された政府の「過労死等の防止のための対策に関する大綱」においても、改めて地方公務員の心身の健康のための対策が求められている。

各任命権者においては、これまでから、職員の健康状態の把握や生活習慣病等の予防、メンタルヘルスの不調を未然に防ぐ取組を進めてきた。今後とも、産業医との連携を維持・強化し、定期健康診断等の全員受診の徹底、さらには、精密検査の受診の促進とともに、予防、早期発見・早期対応、職場への復帰支援・再発防止のそれぞれの場面におけるメンタルヘルス対策に積極的に取り組む必要がある。

また、所属長は、職員の健康管理の責任者として、日頃から各職員の勤務状況や健康状態を把握し、産業医等との連携を行うほか、衛生委員会を積極的に活用しながら、職員が健康な状態で就業できるよう対策を講じる必要がある。特に、メンタルヘルス対策については、不調を未然に防止するため、ストレスチェックの集団分析結果に基づき、職場のストレス要因を検証し、職場改善に積極的に取り組むとともに、日常的に職員と接する中でその言動等に現れる変化を早期に発見し、職員に専門医の受診を促すなどの適切な措置を講じることが重要である。また、病気休務から職場に復帰する職員については、専門医、家族等と緊密に連携し、職員の個々の状況に配慮したフォローアップを適宜・適切に継続していくことにより、再発の防止に努めることが必要である。

今後とも、職員自らが心身の健康づくりに努めるとともに、全職員が一体となって働きやすい職場づくりに継続的かつ積極的に取り組んでいくことが重要である。

ウ 職業生活と家庭生活の両立

職員が男女を問わず仕事と育児・介護等を両立できることは、職員が意欲的に職務に取り組み、公務能率を向上させることにもつながるものである。少子高齢化の進行により仕事と子育てや介護等との両立支援の重要性が増しており、職場全体で支援していくことが、ますます必要となっている。

各任命権者が策定している次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画により、各種の施策を推進するとともに、定められている数値目標の達成に向けて、所属長や職員の意識改革、制度の周知徹底、時間外勤務の縮減等の取組を着実に進めることが求められる。

また、不妊治療と仕事の両立についても、国家公務員への支援策等について国の動向を注視しつつ、職場環境の醸成等を図っていく必要がある。

所属長は、引き続き、仕事と育児・介護等との両立支援の必要性や両立支援制度の内容を十分に理解し、制度の利用を促すなど、職場全体としてのサポート体制を構築し、制度を利用しやすい職場環境づくりを推進することが求められる。

仕事と家庭生活の両立支援策として多様で柔軟な働き方が推奨される中、テレワークはその一つの方策であり、業務の進捗管理方法やコミュニケーション手段としての情報通信技術の活用方法などの試行結果を検証した上で、適切な公務運営の確保を前提として導入に向けた検討を行う必要がある。

エ 適正な勤務環境の確立

複雑・多様化する府政課題に的確に対応していくために、公務能率の一層の向上が求められている。そのためにも職員の意欲を高め、能力を更に発揮できる適正な勤務環境を整えることは極めて重要である。任命権者においては、これまでから、勤務条件の向上に取り組んできているが、さらに物理的な執務環境の面も含めた環境の整備向上に努めることが、ワーク・ライフ・バランスの実現や有為な人材の確保にもつながる。

職員には原則として労働安全衛生法等が適用されており、衛生委員会における議論や開催結果概要の周知などその仕組みを効果的に活用し、化学物質のリスクアセスメントや事務所の室温など環境管理等について定める事務所衛生基準規則等、これらの法制の下で導入されている仕組みに適切に対応するとともに、府民サービスの提供との調和を図りながら、働きやすい勤務環境を追求していく必要がある。さらに、その一環として、本年7月の健康増進法の改正を踏まえ、受動喫煙対策について、施設管理等適切に対応していく必要がある。また、職員への安全配慮の観点から、リスクアセスメントを

はじめとする安全衛生活動により労働災害を未然に防止することはもちろん、万一発生した場合にも再発防止に資する実効ある取組が必要である。

本委員会においても、事業場調査等の機会を捉え、こうした事項等を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなど指導を行っていく。

パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントをはじめとする上司や同僚等による不適切な言動等は、職員の能力発揮を妨げ、正常な公務運営の障害になるばかりか、当該職員の仕事への意欲や自信を減退させ、メンタルヘルスの不調の一因ともなるとともに、周囲の職場環境にも影響を及ぼすものである。これまでから、任命権者においては、外部相談員の設置や啓発リーフレット配布、所属長等に対する研修等の取組を行ってきたが、本委員会へもハラスメントに関する一定の件数の苦情相談があり、また昨年度は、懲戒処分に至るハラスメント事案も発生している。社会的課題となっている性的指向や性自認に関する正しい理解とともに、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置なども含め、意識啓発をはじめとする対策を引き続き積極的に進める必要がある。

本委員会としても、苦情相談への的確な対応と任命権者との連携による適切な事案解決に向けて、相談職員のスキルアップに努めていくこととする。

オ 非常勤職員の勤務条件

簡素で効率的な組織を維持しつつ、行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するため、本府においても、非常勤職員を任用しており、公務の円滑な推進に寄与している。

これらの職員の給与、休暇等の勤務条件については、労働基準法等の規定を踏まえた上で、常勤職員との権衡を考慮して任命権者において定められており、これまでから、各任命権者とも、勤務条件の向上に向けた見直しが順次進められてきた。

こうした中、平成32年4月からは、地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤職員の任用の適正確保に向け、全国統一的な一般職非常勤職員の制度である会計年度任用職員制度が創設されることとなっており、制度の円滑な導入に向け、本府の実情等を踏まえた条件整備や規定整備等について着実に準備を進める必要がある。

非常勤職員が意欲と能力を発揮し公務に精励できることは、効率的な行政運営のためにも重要であり、制度の共通理解の下、任用や勤務条件の仕組みが所属長及び職員に広く周知される必要がある。

新制度はもとより現行の非常勤職員の任用制度においても、勤務条件の明

示等適切な任用手続を行うとともに、勤務条件等について引き続き検証し、適切な処遇の確保に努める必要がある。

(3) 人事管理

ア 人材の確保・育成等

少子高齢化の進行、人口の減少など、本府を取り巻く環境が急激に変化する中で、複雑・困難な課題に迅速・的確に対応し、府民視点で質の高いサービスを提供していくためには、優秀かつ多様な人材の確保が重要である。本府においては、効率的な行政運営を行いながら、この喫緊の課題に対応するため、積極的に職員の新規採用を継続している。

今後、本委員会及び各任命権者は、職員の退職者数の推移や年齢構成、さらにイで述べる高齢期の雇用に関する状況も踏まえながら、長期的な視点に立って計画的な採用に取り組む必要がある。

本年度も、受験者の資質や特性を多面的に見極める人物重視の取組を継続し、現地・現場において、チャレンジ精神や柔軟な発想を持って課題に取り組むことができる人材の確保に向け、一類採用試験（大卒程度）の行政ⅠB及び行政Ⅱにおいては、教養試験・専門試験に代えて基礎能力試験（SPI3。昨年度から導入）・自己アピール試験（継続）を実施することにより、公務員試験のための特別な準備をしていなくても受験しやすい試験制度とすることを通じて、幅広い層の受験者を確保した。

また、人材確保について厳しい状況が続いている技術系職種においては、首都圏等広範な地域からの受験者を確保するため、第1次試験を東京でも実施するとともに、受験可能な年齢要件を30歳から35歳に引き上げるなど積極的な取組を展開した。

さらに、二類採用試験（高卒程度）等においても事務及び技術の試験を実施し、地域や実務に精通した職員の確保に努めている。

しかしながら本年度は、申込者数が増加した前年度と比較し、申込者数が約2割減少するなど、取組に課題を残すこととなった。

こうした状況を踏まえ、今後とも、本府の魅力や働きがい、働きやすい勤務条件などを、受験者層の年代やライフスタイルに即した手段で効果的に発信すること等により、優秀かつ多様な人材の確保に向けて、更に取り組を強化していく必要がある。

また、民間においては採用活動の早期化、インターンシップの活用など、その在りようが大きく変貌を遂げようとしており、こうした採用環境の変化や就職希望者の動向を踏まえて、職員採用試験制度が更に体系的かつ効果的

なものとなるよう、その在り方について点検・見直していくこととする。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律や京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の趣旨を踏まえ、障害者採用選考試験の受験資格の緩和や合理的配慮の拡充等を行っているが、本年4月に施行された同法の改正を踏まえ、障害者が働きやすい勤務環境づくりを進めるなど、今後も積極的に取組を推進していく必要がある。

女性職員の活躍の推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画が各任命権者において策定され、女性管理職比率等具体的な数値目標を掲げ、女性職員の一層の活躍促進や子育て支援のための取組を進めることなどにより、一定の成果につながっているところである。

さらに、女性職員がその希望に応じて十分に能力を発揮できるよう、キャリア形成の支援や多様な分野への配置等、積極的な育成・登用などに加え、職員からの意見等も踏まえながら、柔軟な勤務形態などに取り組むことが必要と考えられる。

引き続き、仕事と家庭生活の両立に向けた意識改革や制度の充実、総実勤務時間短縮の推進など、男性も女性も働きやすい職場環境づくりを一層推進することが必要である。

職員の採用後における人材の育成については、本府を取り巻く情勢を踏まえた人材育成に係る指針等に基づき、職員一人ひとりの資質・能力を高め、多様化する府民ニーズに柔軟・的確に対応できる、高い専門性と強い使命感を持った人材を計画的に育成していくことが必要である。

平成32年度から施行される地方公務員法改正に伴い、臨時的任用職員の採用に関しては、従来にも増してより厳格な要件が求められることとなる。そのため、各任命権者において適切に制度が運用される必要があることから、本委員会としても引き続き関与していくこととする。

イ 高齢期の雇用

国家公務員については、平成25年3月に「国家公務員の雇用と年金の接続について」が閣議決定されて以降、年金支給開始年齢に達するまで再任用希望者を原則としてフルタイム官職に再任用する制度が運用されてきたが、本年8月、人事院が行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」において、定年の引上げへの具体的な道筋が示されたところである。

地方公務員の定年の引上げに関して、政府は「組織の規模、職員の年齢構成、財政状況などは地方公共団体ごとに様々であることから、各地方公共団体の実情も踏まえつつ、国家公務員との均衡等を勘案し、今後検討する必要がある」としている。（平成30年2月16日「公務員の定年の引上げに関する検討会」における「論点の整理」）

本府においても、組織の維持・発展のため、適正な人数の新規採用を継続しながら、高齢層職員がモチベーションを保持し職責を果たすことができるよう、スタッフ職の育成とその役割が十分に発揮される複線型の人事制度の確立、高齢層職員の経験・技術の活用と継承、役職定年制の適切な導入等について、本府の実情等を十分に踏まえた適切な制度の在り方を研究していく必要がある、本委員会においては国の動向を注視しながら、所要の検討を進めていくこととする。

また、今後、年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることや、当面、定年退職者数が高い水準で推移する見込みであることなどから、再任用職員については職員数の増加とともに、在職期間の長期化が進み、これに伴う様々な課題も生じることが考えられる。

このため、再任用制度を円滑に運用するとともに、再任用期間のみならず、定年前の期間から高齢層職員が専門的な知識や技術、業務経験等を活かし、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、研究していく必要がある。

ウ 公務員倫理の徹底

職員は、全体の奉仕者であり、法令遵守意識はもとより、公務員としての高い職業倫理が求められる。しかし、残念ながら、これらに反するような懲戒処分事案はこれまでから発生しており、後を絶つに至っていない。また、不適切な事務処理も度々指摘されている。特に昨年度は、本来自らが範となり不祥事防止のため職員を指導すべき立場にある管理職員による事案も発生し、多くの職員が真摯に業務に精励している中で、公務員、ひいては公務全体に対する府民の信頼を著しく損なう事態が生じている。このような中、任命権者はもとより、職員一丸となって府民の信頼回復に努める必要がある。

任命権者においては、これまでから、研修やリーフレットの配布等による周知等、様々な対策を講じてきているが、コンプライアンスの更なる徹底等、危機感を持ったより一層の取組が必要である。さらに、所属長においては、自身の意識の再徹底はもとより、日頃から職員に対して適切な指導を行い、不断の業務点検や進行管理に努めるとともに、改めて職員相互に意思疎通の

できる風通しの良い職場環境づくりに取り組む必要がある。

職員一人ひとりにあっては、公務員としての自覚と責任を再認識し、職務上・職務外を問わず高い倫理観を持って自らを律するとともに、不適切な判断、不注意による誤った事務処理を招くことのないよう常に研鑽を怠らず、強い使命感を持って職務を遂行する必要がある。

3 給与勧告実施の要請等

職員の給与等に関する報告及び勧告の制度は、公務員について憲法に保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、この制度は、職員にとって社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保する機能を有するものである。

この仕組みは、近年多発する災害への対応などの中にあっても行政の各分野において真摯に職務に精励している職員に対して府民から支持される納得性の高い給与等の制度と水準を保障し、職員の努力や実績に報いるとともに、士気高揚につながるものであり、効率的な行政運営に資するものである。また、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定にも寄与するものである。

については、人事委員会勧告制度の意義や役割について、更に深い理解を示され、これを実施されるよう要請する。

なお、本府においては、厳しい財政状況等を踏まえ、管理職員に対する給与抑制措置が行われているが、この措置は、本委員会の勧告に基づく給与改定とは異なるものであり、適正な給与が確保されるよう望むものである。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

1 改定の内容

(1) 職員の給与等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別表第1のとおり改定すること。

イ 諸手当

(ア) 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の前日直勤務は5,300円、医師又は歯科医師の前日直勤務は21,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする前日直勤務は7,400円（執務時間が通常の前日直勤務の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,950円、31,500円、11,100円）とすること。

(イ) 初任給調整手当

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額
の限度を414,800円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給
月額限度を50,800円とすること。

(ウ) 期末手当

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(再
任用職員にあっては、それぞれ0.725月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分(再
任用職員にあっては、それぞれ0.625月分)とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分と
すること。

(エ) 勤勉手当

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分)とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分)とすること。

c 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

(2) 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の改正

ア 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(1)イ(エ)及び(2)イについては平成30年6月1日から、1の(1)イ(ウ)については平成31年4月1日から実施すること。

別表第1
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
再任職 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	196,400	232,900	266,300	292,500	323,200	367,500	413,200	464,200	528,300
	2	147,000	198,300	234,500	268,200	294,800	325,400	370,100	415,700	467,300	531,200
	3	148,200	200,100	236,000	270,100	297,100	327,800	372,500	418,200	470,300	534,300
	4	149,400	201,900	237,700	272,200	299,200	330,000	375,200	420,600	473,400	537,500
	5	150,500	203,400	239,100	273,900	301,100	332,200	377,100	422,500	476,400	540,600
	6	151,600	205,200	240,800	275,800	303,500	334,200	379,600	424,900	479,500	542,900
	7	152,700	207,100	242,300	277,700	305,800	336,500	381,900	427,000	482,500	545,500
	8	153,800	208,900	243,900	279,900	308,000	338,700	384,500	429,200	485,600	547,900
	9	154,900	210,500	245,100	281,900	309,900	340,600	386,900	431,300	488,400	550,300
	10	156,300	212,300	246,700	283,900	312,300	342,900	389,600	433,400	491,500	552,200
	11	157,700	214,200	248,300	286,100	314,500	344,900	392,300	435,500	494,500	554,000
	12	159,000	216,000	249,700	288,100	316,800	347,100	395,000	437,600	497,700	555,900
	13	160,300	217,400	251,200	290,100	319,000	348,900	397,400	439,400	500,400	557,600
	14	161,800	219,200	252,700	292,200	321,100	351,000	399,800	441,200	502,700	559,000
	15	163,300	220,900	254,100	294,300	323,300	353,000	402,000	443,200	505,100	560,400
	16	164,900	222,800	255,500	296,300	325,400	355,000	404,400	445,200	507,400	561,500
	17	166,300	224,500	257,000	298,100	327,400	356,700	406,200	447,200	509,500	562,800
	18	167,800	226,200	258,600	300,100	329,400	358,800	408,300	449,000	510,900	563,800
	19	169,300	227,800	260,300	302,300	331,400	360,600	410,200	450,800	512,500	564,700
	20	170,800	229,400	262,200	304,300	333,400	362,500	412,000	452,500	513,900	565,600
	21	172,200	230,900	263,800	306,200	335,200	364,400	413,900	454,300	515,100	566,500
	22	175,000	232,600	265,600	308,300	337,300	366,300	415,800	455,900	516,500	
	23	177,600	234,200	267,300	310,400	339,300	368,400	417,600	457,300	518,000	
	24	180,200	235,800	269,000	312,500	341,400	370,300	419,500	458,800	519,500	
	25	183,000	236,900	271,000	314,200	342,900	372,300	421,300	460,200	520,700	
	26	184,700	238,500	272,900	316,300	344,800	374,200	422,800	461,500	521,800	
	27	186,300	239,900	274,700	318,400	346,700	376,300	424,400	462,800	523,000	
	28	188,000	241,200	276,500	320,400	348,600	378,300	426,000	464,100	524,200	
	29	189,600	242,500	278,300	322,100	350,200	379,800	427,600	465,100	525,200	
	30	191,300	243,700	280,200	324,100	352,200	381,600	428,900	465,800	526,100	
	31	193,100	244,700	282,100	326,300	354,100	383,500	430,200	466,600	527,000	
	32	194,800	246,000	283,800	328,400	355,900	385,100	431,500	467,300	528,000	
	33	196,400	247,300	285,300	329,600	357,800	386,900	432,700	468,000	528,800	
	34	197,900	248,400	287,300	331,600	359,700	388,300	434,000	468,800	529,700	
	35	199,400	249,600	289,100	333,500	361,500	389,800	435,300	469,500	530,400	
	36	200,900	250,900	291,000	335,700	363,200	391,500	436,500	470,100	530,900	
	37	202,200	251,800	292,600	337,600	364,600	392,900	437,700	470,600	531,600	
	38	203,500	253,200	294,400	339,500	365,900	394,100	438,500	471,300	532,200	
	39	204,700	254,700	296,200	341,500	367,400	395,300	439,400	471,900	533,000	
	40	206,100	256,100	298,000	343,500	368,800	396,400	440,200	472,500	533,600	
	41	207,400	257,500	299,500	345,400	370,100	397,500	440,800	473,000	534,100	
	42	208,700	258,900	301,200	347,300	371,000	398,800	441,500	473,500		
	43	210,000	260,300	302,800	349,100	372,100	400,000	442,200	473,900		
	44	211,300	261,600	304,400	351,100	373,200	401,100	442,900	474,200		
	45	212,400	262,900	306,000	352,600	374,000	401,800	443,700	474,500		
	46	213,800	264,200	307,700	354,000	375,000	402,500	444,500			
	47	215,100	265,600	309,300	355,500	375,900	403,200	444,900			
	48	216,400	266,900	311,100	357,000	376,800	403,900	445,600			
	49	217,500	268,000	312,000	358,700	377,700	404,500	446,100			
	50	218,600	269,100	313,500	359,500	378,500	405,100	446,500			
	51	219,600	270,500	315,000	360,700	379,300	405,600	446,900			
52	220,700	271,800	316,600	361,700	380,100	406,000	447,400				

53	221,900	272,800	318,300	362,600	380,800	406,400	447,800
54	222,900	273,900	319,900	363,700	381,500	406,700	448,200
55	223,800	275,200	321,500	364,600	382,200	407,100	448,600
56	224,800	276,500	323,000	365,700	383,000	407,400	448,900
57	225,200	277,400	324,500	366,700	383,500	407,700	449,200
58	226,100	278,500	325,700	367,400	384,100	408,000	449,600
59	226,900	279,400	327,000	368,100	384,700	408,300	449,900
60	227,700	280,500	328,200	368,800	385,400	408,600	450,200
61	228,400	281,600	328,900	369,200	385,800	408,900	450,500
62	229,400	282,600	329,800	369,800	386,500	409,200	
63	230,300	283,500	330,600	370,500	387,100	409,500	
64	231,200	284,500	331,400	371,200	387,700	409,800	
65	231,900	285,000	332,300	371,500	388,100	410,100	
66	232,700	285,900	332,700	372,200	388,700	410,400	
67	233,600	286,700	333,400	372,900	389,300	410,700	
68	234,600	287,600	334,200	373,600	389,900	411,000	
69	235,300	288,600	335,100	373,900	390,300	411,200	
70	236,000	289,400	335,800	374,500	390,900	411,500	
71	236,600	290,200	336,500	375,300	391,400	411,800	
72	237,400	291,000	337,200	375,900	392,000	412,100	
73	238,300	291,800	337,700	376,200	392,300	412,300	
74	239,000	292,300	338,300	376,800	392,700	412,600	
75	239,700	292,700	338,800	377,500	393,100	412,900	
76	240,300	293,200	339,400	378,100	393,500	413,100	
77	241,000	293,400	339,700	378,500	393,800	413,300	
78	241,800	293,700	340,200	379,000	394,100	413,600	
79	242,600	293,900	340,600	379,600	394,400	413,900	
80	243,300	294,400	341,100	380,100	394,700	414,100	
81	243,800	294,600	341,500	380,600	394,900	414,300	
82	244,500	294,800	342,000	381,200	395,200	414,600	
83	245,200	295,200	342,600	381,700	395,500	415,000	
84	246,000	295,500	343,100	382,000	395,700	415,200	
85	246,600	295,800	343,400	382,400	395,900	415,400	
86	247,300	296,100	343,800	383,000	396,200		
87	248,000	296,400	344,300	383,400	396,500		
88	248,700	296,800	344,700	383,800	396,700		
89	249,200	297,100	345,000	384,200	396,900		
90	249,700	297,500	345,400	384,700	397,200		
91	250,000	297,800	345,900	385,100	397,500		
92	250,400	298,200	346,300	385,500	397,700		
93	250,700	298,400	346,500	385,800	397,900		
94		298,600	346,900	386,300			
95		298,900	347,400	386,700			
96		299,300	347,800	387,100			
97		299,500	348,000	387,400			
98		299,800	348,400	387,900			
99		300,200	348,800	388,300			
100		300,600	349,100	388,700			
101		300,800	349,400	389,000			
102		301,100	349,800				
103		301,500	350,200				
104		301,800	350,700				
105		302,000	351,200				
106		302,400	351,600				
107		302,800	352,000				
108		303,100	352,400				
109		303,300	352,900				
110		303,700	353,300				
111		304,100	353,600				
112		304,400	353,900				

	113		304,600	354,400							
	114		304,800								
	115		305,100								
	116		305,500								
	117		305,700								
	118		305,900								
	119		306,200								
	120		306,500								
	121		306,900								
	122		307,100								
	123		307,400								
	124		307,700								
	125		308,000								
再任用職員		190,100	217,900	258,400	278,000	293,300	319,100	361,300	394,800	446,500	527,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任職以外の 職員	1	169,800	185,800	212,500	252,700	296,600	323,300	352,000	386,700	428,100
	2	171,500	187,500	214,600	254,600	298,600	325,500	354,200	388,900	429,900
	3	173,400	189,400	216,600	256,400	300,700	327,900	356,500	390,900	431,900
	4	175,100	191,200	218,600	258,200	303,100	330,000	358,800	393,000	433,800
	5	176,600	193,100	220,600	259,900	304,800	332,200	360,800	394,700	435,200
	6	178,500	195,400	222,500	261,700	307,000	334,500	362,900	396,700	436,900
	7	180,300	197,800	224,500	263,400	309,100	336,800	365,100	398,500	438,500
	8	182,300	200,100	226,400	265,100	311,400	339,000	367,400	400,400	440,100
	9	184,000	202,300	228,500	266,400	313,300	340,700	369,100	402,100	441,700
	10	185,700	204,900	230,400	268,000	315,500	343,100	371,300	404,100	443,400
	11	187,400	207,500	232,200	269,300	317,800	345,300	373,300	406,100	445,000
	12	189,100	210,000	234,000	270,700	320,000	347,600	375,600	408,300	446,600
	13	191,100	212,300	235,800	272,100	322,100	349,600	377,400	410,000	447,800
	14	193,200	214,200	237,800	273,500	324,400	351,800	379,500	412,100	449,400
	15	195,300	216,000	239,700	274,600	326,700	354,000	381,500	414,100	451,200
	16	197,500	217,800	241,600	275,900	328,900	356,100	383,700	416,300	453,000
	17	199,700	219,700	243,100	276,700	330,600	358,100	385,300	418,000	454,600
	18	202,100	221,400	244,900	278,200	332,900	360,200	387,300	419,700	456,500
	19	204,500	223,400	246,800	279,600	335,100	362,200	389,200	421,400	458,300
	20	207,000	225,200	248,600	281,000	337,400	364,300	391,300	423,100	460,000
	21	209,500	226,900	250,200	282,300	339,300	366,000	393,000	424,800	461,600
	22	211,300	228,700	251,600	283,700	341,300	368,100	395,100	426,400	463,400
	23	213,000	230,600	252,800	285,000	343,500	369,900	397,200	427,800	465,000
	24	214,900	232,400	254,200	286,600	345,500	372,000	399,300	429,300	466,800
	25	216,800	234,000	255,500	287,800	347,400	373,700	401,000	430,600	468,300
	26	218,500	235,700	256,700	289,600	349,500	375,800	403,000	432,100	469,700
	27	220,300	237,400	258,000	291,600	351,500	377,800	405,100	433,600	471,300
	28	222,100	239,200	259,200	293,600	353,500	379,800	407,300	435,200	472,600
	29	224,000	240,400	260,300	295,600	355,300	381,600	408,800	436,500	473,800
	30	225,800	242,200	261,400	297,600	357,400	383,800	410,600	438,200	474,500
	31	227,600	244,000	262,800	299,400	359,300	385,900	412,300	440,000	475,200
	32	229,400	245,900	263,900	301,300	361,400	387,900	414,000	441,600	475,900
	33	231,100	247,300	264,400	303,100	362,800	389,800	415,800	443,000	476,400
	34	232,800	248,800	265,600	304,900	364,800	392,000	417,300	444,700	477,200
	35	234,500	250,100	266,700	306,800	366,800	394,100	418,900	446,400	477,900
	36	236,200	251,500	267,900	308,600	368,900	396,000	420,400	448,100	478,500
	37	237,400	252,800	268,800	310,500	370,800	397,700	421,700	449,500	478,800
	38	239,300	254,200	270,100	312,400	372,900	399,300	423,300	450,200	479,500
	39	241,100	255,400	271,100	314,300	375,000	400,600	424,800	450,900	480,000
	40	242,900	256,600	272,100	316,000	377,000	402,000	426,300	451,600	480,500
	41	244,300	257,700	273,300	317,700	379,000	403,200	427,800	452,000	481,000
	42	245,800	258,900	274,600	319,600	381,100	404,300	429,100	452,600	481,400
	43	247,100	260,000	275,900	321,500	383,300	405,300	430,400	453,300	481,800
	44	248,300	261,100	277,100	323,400	385,300	406,300	431,700	453,900	482,200
	45	249,600	261,900	278,300	325,100	387,000	407,600	432,700	454,700	482,500
	46	250,700	263,000	279,800	327,100	388,700	408,800	433,400	455,500	
	47	251,700	264,100	281,300	329,000	390,300	409,900	434,200	456,000	
	48	252,600	265,300	282,800	330,800	392,100	411,100	435,000	456,500	

49	253,400	266,200	284,600	332,200	393,500	412,400	435,500	457,000
50	254,600	267,400	286,400	333,800	394,500	413,200	435,900	457,300
51	255,800	268,400	288,100	335,300	395,500	414,000	436,300	457,600
52	256,900	269,500	289,600	337,000	396,500	414,700	436,600	458,000
53	257,500	270,800	291,100	338,500	397,800	415,300	436,900	458,400
54	258,700	271,700	292,900	340,200	399,000	416,000	437,300	458,600
55	259,600	273,100	294,700	341,800	400,100	416,700	437,600	458,900
56	260,800	274,300	296,400	343,700	401,300	417,300	437,900	459,100
57	261,900	275,300	297,800	344,600	402,600	418,000	438,200	459,500
58	262,900	276,900	299,500	346,300	403,400	418,400	438,500	459,700
59	263,700	278,400	301,300	347,900	404,200	419,000	438,800	459,900
60	264,700	279,900	303,200	349,500	404,900	419,600	439,200	460,100
61	265,800	281,500	304,600	351,200	405,400	420,000	439,500	460,500
62	266,700	283,100	306,400	352,900	406,100	420,600	439,800	
63	267,800	284,700	308,200	354,600	406,900	421,100	440,100	
64	268,700	286,300	309,900	356,300	407,600	421,600	440,400	
65	269,800	287,700	311,300	357,900	407,900	422,100	440,700	
66	271,100	289,100	313,000	359,600	408,600	422,700	441,000	
67	272,300	290,600	314,400	361,200	409,300	423,200	441,300	
68	273,400	292,000	316,100	362,800	409,900	423,700	441,600	
69	274,600	293,500	317,500	364,000	410,300	424,100	441,800	
70	276,000	295,100	319,000	365,400	410,800	424,400	442,100	
71	277,400	296,700	320,300	366,800	411,400	424,700	442,400	
72	278,800	298,300	321,800	368,200	411,900	425,000	442,700	
73	280,000	299,500	322,500	369,400	412,400	425,300	442,900	
74	281,400	300,900	324,100	370,600	412,800	425,600	443,200	
75	282,800	302,500	325,600	371,900	413,300	425,900	443,500	
76	284,000	304,000	327,400	373,200	413,800	426,200	443,800	
77	285,100	304,900	329,200	374,500	414,300	426,400	444,000	
78	286,400	306,400	330,900	375,800	414,800	426,700	444,300	
79	287,600	307,600	332,500	377,000	415,500	427,000	444,600	
80	288,600	309,100	334,100	378,200	416,000	427,300	444,900	
81	289,700	310,500	335,900	379,400	416,400	427,500	445,100	
82	290,900	311,900	337,600	380,600	417,000	427,800	445,400	
83	292,200	313,000	339,200	381,700	417,500	428,100	445,700	
84	293,500	314,400	340,900	383,000	417,700	428,300	446,000	
85	294,700	315,300	342,300	384,100	418,000	428,500	446,200	
86	295,900	316,800	343,900	384,700	418,500	428,800		
87	296,800	318,100	345,400	385,200	418,800	429,100		
88	298,000	319,700	346,900	385,800	419,100	429,300		
89	299,000	321,200	348,200	386,400	419,400	429,500		
90	300,200	322,700	349,400	387,000	419,800	429,800		
91	301,300	324,100	350,800	387,600	420,200	430,100		
92	302,600	325,600	352,100	388,200	420,600	430,300		
93	303,100	327,000	353,500	388,500	420,900	430,500		
94	304,400	328,300	355,000	389,000	421,300			
95	305,500	329,700	356,500	389,600	421,700			
96	306,800	331,000	358,000	390,100	422,100			
97	307,900	332,200	359,400	390,500	422,400			
98	309,100	333,500	360,600	391,000	422,800			
99	310,400	334,900	361,700	391,600	423,300			
100	311,600	336,200	362,900	392,100	423,700			
101	312,800	337,600	364,000	392,500	424,000			
102	313,800	338,500	365,100	393,000	424,400			
103	314,900	339,600	366,200	393,600	424,800			
104	315,900	340,800	367,500	394,100	425,200			

105	316,700	341,900	368,700	394,400	425,500				
106	317,300	343,100	369,200	394,800					
107	317,900	344,100	369,800	395,300					
108	318,700	345,200	370,400	395,600					
109	319,200	346,400	371,000	395,900					
110	319,700	347,400	371,500	396,400					
111	320,200	348,400	372,000	396,900					
112	320,800	349,300	372,500	397,400					
113	321,600	350,200	372,900	397,700					
114	322,300	351,200	373,300	398,200					
115	323,000	352,200	373,900	398,800					
116	323,700	353,200	374,400	399,300					
117	324,300	354,200	374,900	399,600					
118	325,100	354,700	375,400	400,100					
119	325,800	355,300	376,000	400,600					
120	326,700	355,900	376,500	401,100					
121	327,300	356,200	376,700	401,500					
122	327,600	356,600	377,200	402,000					
123	328,100	357,100	377,700	402,400					
124	328,600	357,500	378,100	402,900					
125	328,900	357,900	378,600	403,300					
126		358,300	379,100	403,800					
127		358,900	379,600	404,200					
128		359,300	380,100	404,700					
129		359,700	380,400	405,100					
130		360,100	380,900	405,600					
131		360,500	381,400	406,000					
132		360,900	381,900	406,500					
133		361,100	382,200	407,000					
134		361,600	382,800	407,500					
135		362,000	383,200	407,900					
136		362,300	383,600	408,400					
137		362,600	383,900	408,800					
138		363,000	384,400						
139		363,500	384,900						
140		364,000	385,400						
141		364,300	385,700						
142		364,800							
143		365,300							
144		365,800							
145		366,100							
再任用職員	244,500	256,400	260,500	292,200	308,900	323,200	347,100	382,600	414,600

備考 この表は、警察に勤務する職員のうちで警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	159,900	204,800	265,700	334,400	422,100
	2	161,400	206,600	268,200	336,600	424,000
	3	162,900	208,200	270,600	338,900	425,800
	4	164,400	209,900	272,900	341,000	427,500
	5	166,200	211,700	275,400	343,300	429,000
	6	168,100	213,300	277,800	345,500	430,500
	7	169,900	215,100	280,100	347,800	432,500
	8	171,700	216,700	282,300	350,100	434,400
	9	173,600	218,500	284,500	351,900	436,200
	10	175,700	220,400	286,900	354,000	438,000
	11	177,700	222,400	289,300	356,100	440,000
	12	179,700	224,300	291,500	358,200	441,800
	13	181,800	225,800	293,900	360,400	443,500
	14	184,000	227,800	296,100	362,400	445,400
	15	186,200	229,900	298,000	364,400	447,300
	16	188,400	231,900	300,000	366,400	449,200
	17	190,800	233,700	302,200	368,100	450,900
	18	193,400	236,400	304,700	370,000	452,700
	19	195,900	239,200	307,200	371,800	454,500
	20	198,500	241,900	309,900	373,800	456,400
	21	201,000	244,500	312,200	375,500	458,000
	22	202,700	247,400	314,800	377,400	459,700
	23	204,400	250,000	317,100	379,200	461,600
	24	206,200	252,700	319,900	381,100	463,400
	25	207,700	255,300	322,500	382,400	465,100
	26	209,200	257,800	324,800	384,300	466,700
	27	210,900	260,300	327,300	386,100	468,300
	28	212,500	262,700	329,500	388,000	469,800
	29	214,100	265,300	331,700	389,800	471,400
	30	215,800	267,700	333,700	391,800	472,700
	31	217,500	270,000	336,000	393,700	474,000
	32	219,200	272,200	338,200	395,700	475,300
	33	220,700	274,300	340,000	397,400	476,500
	34	222,600	276,500	342,100	399,200	477,200
	35	224,400	278,800	344,300	400,800	477,900
	36	226,200	280,800	346,300	402,600	478,600
	37	227,700	283,100	348,400	403,800	479,200
	38	229,500	285,100	350,600	405,300	480,000
	39	231,400	287,100	352,800	406,700	480,700
	40	233,200	289,100	354,900	408,200	481,400
	41	234,900	290,900	356,800	409,900	482,000
	42	236,600	293,300	359,000	411,300	482,700
	43	238,300	295,700	360,900	412,600	483,400
	44	239,900	298,200	363,000	414,100	484,100
	45	241,300	300,200	364,800	415,800	484,700
	46	242,700	302,800	366,900	417,100	485,400
	47	244,000	305,100	368,800	418,600	486,100
	48	245,200	307,800	370,800	420,200	486,800
	49	246,700	310,300	372,400	421,900	487,500
	50	248,200	312,700	374,200	423,400	
	51	249,400	315,200	376,200	425,000	
52	250,900	317,500	378,200	426,500		

53	252,100	319,800	380,000	428,200
54	253,300	322,000	381,800	429,700
55	254,800	324,100	383,700	431,400
56	255,900	326,400	385,400	433,000
57	257,200	328,300	386,900	434,500
58	258,300	330,400	388,500	436,000
59	259,400	332,500	390,200	437,200
60	260,600	334,600	392,000	438,400
61	262,000	336,700	393,200	439,700
62	263,100	338,800	394,600	441,000
63	264,500	341,000	396,000	442,300
64	265,600	343,300	397,300	443,500
65	266,900	345,000	398,800	444,700
66	268,400	347,200	400,000	445,900
67	270,000	349,200	401,400	447,200
68	271,700	351,500	402,800	448,400
69	273,100	353,300	404,100	449,600
70	274,500	355,200	405,400	450,800
71	275,900	357,200	406,900	452,000
72	277,300	359,300	408,200	453,200
73	278,500	360,900	409,500	454,300
74	279,900	362,800	410,900	454,900
75	281,300	364,600	412,300	455,500
76	282,500	366,600	413,600	456,000
77	283,700	368,400	414,800	456,500
78	284,900	370,100	416,100	457,100
79	286,200	371,800	417,400	457,600
80	287,400	373,400	418,800	458,100
81	288,500	375,000	420,100	458,600
82	289,700	376,500	421,300	459,200
83	290,900	378,000	422,300	459,700
84	292,100	379,400	423,600	460,200
85	293,100	380,500	424,800	460,700
86	294,300	381,900	426,000	461,300
87	295,300	383,400	427,200	461,800
88	296,500	384,700	428,200	462,300
89	297,600	386,000	429,300	462,800
90	298,700	387,300	430,300	
91	299,900	388,500	431,400	
92	301,100	389,800	432,400	
93	301,600	391,200	433,300	
94	302,700	392,300	434,100	
95	303,800	393,600	434,900	
96	305,000	394,800	435,700	
97	306,000	396,200	436,500	
98	307,100	397,200	436,900	
99	308,100	398,300	437,300	
100	309,200	399,400	437,700	
101	310,200	400,300	438,100	
102	311,300	401,300	438,400	
103	312,400	402,400	438,700	
104	313,400	403,500	439,100	
105	314,000	404,200	439,400	
106	314,900	405,100	439,700	
107	315,700	406,000	440,000	
108	316,500	407,000	440,200	
109	317,400	407,800	440,400	
110	317,800	408,700	440,700	
111	318,300	409,500	441,000	
112	318,800	410,300	441,200	

	113	319,400	410,900	441,400		
	114	319,800	411,600	441,700		
	115	320,300	412,300	442,000		
	116	320,800	413,000	442,200		
	117	321,400	413,600	442,400		
	118	321,900	414,100			
	119	322,300	414,500			
	120	322,800	415,000			
	121	323,300	415,400			
	122	323,700	415,700			
	123	324,200	416,000			
	124	324,700	416,200			
	125	325,300	416,400			
	126	325,600	416,700			
	127	325,900	417,000			
	128	326,300	417,200			
	129	326,500	417,400			
	130	326,800	417,700			
	131	327,100	418,000			
	132	327,400	418,200			
	133	327,600	418,400			
	134	327,800	418,700			
	135	328,000	419,000			
	136	328,300	419,200			
	137	328,600	419,400			
	138	328,800	419,700			
	139	329,100	420,000			
	140	329,400	420,200			
	141	329,600	420,400			
	142	329,800	420,700			
	143	330,100	421,000			
	144	330,300	421,200			
	145	330,600	421,400			
	146	330,800				
	147	331,100				
	148	331,400				
	149	331,600				
	150	331,800				
	151	332,100				
	152	332,400				
	153	332,600				
再任用職員		236,900	277,700	306,800	335,300	420,400

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

ウ 教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	159,900	176,100	265,700	295,000	411,800
	2	161,400	178,200	268,200	297,600	413,300
	3	162,900	180,300	270,600	300,500	414,800
	4	164,400	182,600	272,900	303,100	416,400
	5	166,200	184,600	275,400	305,600	417,800
	6	168,100	186,800	277,800	308,000	419,200
	7	169,900	189,000	280,100	310,400	420,700
	8	171,700	191,300	282,300	312,800	422,300
	9	173,600	193,600	284,500	315,200	423,800
	10	175,700	196,400	286,900	317,800	425,200
	11	177,700	199,200	289,300	320,600	426,600
	12	179,700	201,900	291,500	323,500	427,900
	13	181,800	204,800	293,900	325,900	429,200
	14	184,000	206,600	296,100	328,000	430,600
	15	186,200	208,200	298,000	330,000	432,100
	16	188,400	209,900	300,000	332,300	433,500
	17	190,800	211,700	302,200	334,400	434,700
	18	193,400	213,300	304,700	336,600	436,000
	19	195,900	215,100	307,200	338,900	437,200
	20	198,500	216,700	309,900	341,000	438,500
	21	201,000	218,500	312,200	343,300	439,700
	22	202,700	220,400	314,800	345,500	440,900
	23	204,400	222,400	317,100	347,800	442,200
	24	206,200	224,300	319,900	350,100	443,500
	25	207,700	225,800	322,500	351,900	444,800
	26	209,100	227,800	324,800	353,700	446,000
	27	210,700	229,900	327,300	355,600	447,000
	28	212,200	231,900	329,500	357,500	448,200
	29	214,000	233,700	331,700	359,400	449,400
	30	215,700	236,400	333,700	361,200	450,200
	31	217,400	239,200	336,000	362,900	451,000
	32	219,100	241,900	338,200	364,800	451,900
	33	220,500	244,500	340,000	366,100	452,800
	34	222,300	247,400	342,100	367,900	453,300
	35	224,000	250,000	344,300	369,400	453,800
	36	225,700	252,700	346,300	371,200	454,300
	37	227,100	255,300	348,300	373,100	454,800
	38	228,800	257,800	350,200	374,700	455,400
	39	230,600	260,300	352,300	376,000	455,900
	40	232,300	262,700	354,200	377,600	456,400
	41	233,900	265,300	355,700	378,700	456,900
	42	235,600	267,700	357,500	380,100	457,400
	43	237,200	270,000	359,200	381,500	457,900
	44	238,900	272,200	360,900	383,100	458,400
	45	240,600	274,300	362,700	384,500	458,900
	46	242,100	276,500	364,400	386,100	459,400
	47	243,400	278,800	365,700	387,700	459,900
	48	244,800	280,800	367,400	389,200	460,400
	49	246,100	283,100	368,600	390,600	460,900
	50	247,500	285,100	370,100	392,200	
	51	249,000	287,100	371,700	393,700	
52	250,200	289,100	373,300	395,100		

53	251,300	290,900	374,800	396,300
54	252,700	293,300	376,300	397,600
55	254,000	295,700	377,800	398,800
56	255,200	298,200	379,300	399,900
57	256,400	300,200	380,800	401,300
58	257,600	302,800	382,200	402,500
59	258,700	305,100	383,700	403,700
60	259,900	307,800	385,000	405,000
61	261,300	310,300	385,900	406,200
62	262,400	312,700	387,100	407,300
63	263,600	315,200	388,300	408,700
64	264,500	317,500	389,400	410,000
65	265,500	319,800	390,300	411,200
66	266,900	322,000	391,600	412,300
67	268,300	324,100	392,600	413,500
68	269,700	326,400	393,700	414,600
69	271,400	328,300	394,900	415,700
70	272,900	330,400	395,900	416,900
71	274,400	332,500	397,000	418,100
72	275,800	334,600	398,200	419,300
73	276,800	336,700	399,300	419,900
74	278,100	338,800	400,400	420,700
75	279,400	341,000	401,500	421,400
76	280,600	343,300	402,600	421,900
77	281,800	345,000	403,500	422,200
78	282,900	346,900	404,400	422,600
79	284,100	348,600	405,400	423,100
80	285,300	350,500	406,400	423,500
81	286,600	352,300	407,300	423,800
82	287,500	354,100	408,100	424,200
83	288,700	355,500	408,800	424,600
84	289,900	357,300	409,600	424,900
85	290,800	358,600	410,300	425,200
86	291,700	360,200	411,100	425,600
87	292,400	361,700	411,800	426,000
88	293,400	363,200	412,500	426,300
89	294,500	364,500	413,100	426,600
90	295,400	365,800	413,800	426,900
91	296,300	367,300	414,300	427,200
92	297,100	368,700	415,100	427,400
93	297,400	370,200	415,500	427,600
94	298,100	371,500	415,900	427,900
95	298,800	372,800	416,200	428,200
96	299,600	374,000	416,500	428,400
97	300,400	375,100	416,800	428,600
98	301,200	376,100	417,100	428,900
99	302,000	377,100	417,400	429,200
100	302,800	378,100	417,600	429,400
101	303,700	379,000	417,800	429,600
102	304,200	380,000	418,100	429,900
103	304,700	381,000	418,400	430,200
104	305,200	382,000	418,600	430,400
105	305,400	382,900	418,800	430,600
106	305,800	383,800	419,100	
107	306,100	384,700	419,400	
108	306,300	385,700	419,600	
109	306,500	386,500	419,800	
110	306,700	387,500	420,100	
111	307,000	388,500	420,400	

	112	307,300	389,500	420,600		
	113	307,500	390,100	420,800		
	114	307,700	391,100	421,100		
	115	307,900	392,000	421,400		
	116	308,200	392,900	421,600		
	117	308,500	393,700	421,800		
	118	308,800	394,400			
	119	309,100	395,200			
	120	309,400	396,000			
	121	309,600	396,600			
	122	309,800	397,400			
	123	310,000	398,100			
	124	310,400	398,900			
	125	310,700	399,500			
	126		400,200			
	127		400,700			
	128		401,300			
	129		402,000			
	130		402,600			
	131		403,100			
	132		403,600			
	133		403,900			
	134		404,200			
	135		404,500			
	136		404,800			
	137		405,100			
	138		405,400			
	139		405,700			
	140		406,000			
	141		406,300			
	142		406,600			
	143		407,000			
	144		407,300			
	145		407,500			
	146		407,800			
	147		408,100			
	148		408,300			
	149		408,500			
	150		408,800			
	151		409,100			
	152		409,300			
	153		409,500			
	154		409,800			
	155		410,100			
	156		410,300			
	157		410,500			
再任用職員		228,000	274,500	301,800	328,500	410,300

- 備考 1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準じるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円(人事委員会規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として人事委員会規則で定める額)をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500	

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,900	189,200	224,900	251,200	283,400	331,100	375,800
	2	152,300	190,900	226,500	252,400	285,400	333,100	378,500
	3	153,700	192,500	228,100	253,600	287,700	335,400	381,100
	4	155,100	194,100	229,800	255,100	289,800	337,600	383,900
	5	156,300	195,600	231,200	256,300	291,900	339,400	386,300
	6	158,200	197,100	232,800	257,500	294,100	341,600	389,000
	7	159,900	198,800	234,300	258,700	296,200	343,700	391,700
	8	161,600	200,300	235,900	259,800	298,300	345,900	394,400
	9	163,300	201,900	237,000	261,100	300,300	347,700	396,500
	10	165,000	203,600	238,600	262,200	302,600	349,800	398,900
	11	166,800	205,200	240,000	263,200	304,700	352,000	401,100
	12	168,600	207,000	241,200	264,200	306,900	354,100	403,300
	13	170,100	208,400	242,800	265,500	308,900	355,600	405,400
	14	172,000	210,000	244,200	266,800	310,900	357,600	407,500
	15	174,100	211,600	245,400	268,400	313,000	359,600	409,500
	16	176,000	213,200	246,900	269,800	315,000	361,600	411,600
	17	177,900	214,700	247,800	271,400	317,000	363,400	413,400
	18	179,800	216,300	249,000	273,200	319,100	365,400	415,500
	19	181,700	218,000	250,200	275,000	321,200	367,500	417,400
	20	183,600	219,700	251,400	276,800	323,300	369,500	419,500
	21	185,500	221,000	252,800	278,700	325,100	371,300	421,300
	22	187,000	222,600	253,900	280,500	327,200	373,300	423,000
	23	188,500	224,000	254,900	282,300	329,000	375,500	424,600
	24	190,100	225,500	256,000	284,000	331,000	377,600	426,100
	25	191,700	226,900	257,200	285,800	332,700	379,000	427,600
	26	193,000	228,300	258,500	287,800	334,700	380,800	428,900
	27	194,500	229,700	259,900	289,700	336,700	382,700	430,200
	28	195,900	231,000	261,400	291,500	338,700	384,400	431,600
	29	197,500	232,300	262,900	293,200	340,000	386,200	432,900
	30	198,700	233,700	264,600	295,100	341,800	387,700	434,100
	31	200,000	235,200	266,300	296,900	343,600	389,300	435,300
	32	201,300	236,600	267,900	298,800	345,400	391,100	436,400
	33	202,700	237,800	269,300	300,500	347,100	392,400	437,600
	34	204,100	239,100	271,200	302,300	348,900	393,700	438,800
	35	205,500	240,100	272,900	304,100	350,900	395,000	440,100
	36	206,900	241,400	274,600	305,900	352,700	396,200	441,300
	37	208,000	242,800	276,100	307,200	354,500	397,300	442,600
	38	209,300	244,100	277,800	308,900	356,200	398,500	443,400
	39	210,600	245,200	279,600	310,500	357,800	399,700	443,800
	40	211,900	246,600	281,200	312,100	359,600	400,800	444,500
	41	213,000	247,900	282,700	313,800	360,800	401,600	445,000
	42	214,300	249,000	284,300	315,500	361,900	402,400	445,400
	43	215,500	250,200	286,100	317,100	363,100	403,200	445,800
	44	216,700	251,300	287,800	318,900	364,300	404,000	446,200
	45	217,900	252,400	289,300	319,800	365,500	404,400	446,600
	46	219,000	253,900	291,000	321,200	366,300	405,000	447,000
	47	220,000	255,400	292,700	322,700	367,600	405,500	447,500
48	221,100	256,700	294,400	324,300	368,700	405,900	447,800	

49	222,200	258,300	295,600	325,700	369,700	406,300	448,100
50	223,200	259,700	297,200	327,100	370,700	406,600	448,500
51	224,100	261,100	298,500	328,300	371,700	407,000	448,800
52	225,100	262,500	300,100	329,600	372,700	407,300	449,100
53	225,500	263,600	301,400	330,700	373,500	407,600	449,400
54	226,400	265,000	303,000	331,700	374,300	407,900	449,800
55	227,100	266,400	304,400	332,800	375,300	408,200	450,100
56	228,000	267,700	305,900	333,800	376,200	408,500	450,400
57	228,700	268,500	306,900	334,400	376,700	408,800	450,700
58	229,700	269,800	308,100	335,300	377,500	409,100	451,100
59	230,400	271,200	309,300	336,100	378,300	409,400	451,400
60	231,200	272,500	310,800	337,000	379,100	409,800	451,700
61	232,100	273,400	312,100	337,800	379,500	410,000	452,000
62	232,900	274,600	313,300	338,100	380,200	410,300	
63	233,800	275,900	314,600	338,700	380,900	410,600	
64	234,800	277,200	315,800	339,400	381,600	410,900	
65	235,400	278,100	317,200	340,000	382,000	411,100	
66	236,200	279,200	318,000	340,700	382,700	411,400	
67	237,000	280,100	318,900	341,400	383,400	411,700	
68	237,900	281,200	319,700	342,100	384,000	412,000	
69	238,600	282,200	320,300	342,900	384,400	412,200	
70	239,300	283,200	321,000	343,400	384,900		
71	240,000	284,300	321,700	344,000	385,400		
72	240,600	285,400	322,300	344,600	385,900		
73	241,300	286,100	323,000	344,900	386,500		
74	242,100	286,800	323,200	345,500	387,000		
75	242,900	287,300	323,800	346,000	387,600		
76	243,600	288,100	324,400	346,600	388,200		
77	244,000	288,900	325,000	347,100	388,700		
78	244,600	289,500	325,500	347,600	389,200		
79	245,200	290,100	326,000	348,100	389,700		
80	245,900	290,700	326,600	348,500	390,200		
81	246,200	291,400	327,200	348,800	390,500		
82	246,600	291,900	327,700	349,100	391,100		
83	247,000	292,300	328,100	349,500	391,500		
84	247,300	292,700	328,600	349,800	391,900		
85	247,600	292,900	329,100	350,300	392,300		
86		293,100	329,500	350,700	392,800		
87		293,300	329,700	351,000	393,200		
88		293,500	330,100	351,300	393,600		
89		293,900	330,500	351,700	394,000		
90		294,200	330,900	352,000	394,500		
91		294,400	331,300	352,400	394,900		
92		294,600	331,700	352,700	395,300		
93		295,000	332,000	353,100	395,700		
94		295,200	332,200	353,400	396,200		
95		295,400	332,600	353,700	396,600		
96		295,700	332,900	354,000	397,000		
97		296,100	333,100	354,300	397,400		
98		296,400	333,400	354,700			
99		296,600	333,700	355,100			
100		296,900	334,000	355,500			
101		297,200	334,200	356,000			
102		297,400	334,600	356,400			
103		297,600	335,000	356,800			
104		297,900	335,200	357,200			

	105		298,200	335,400	357,700			
	106			335,600				
	107			336,000				
	108			336,200				
	109			336,400				
	110			336,800				
	111			337,200				
	112			337,600				
	113			337,800				
再任用職員		191,100	218,000	246,600	260,100	285,600	326,900	369,600

備考 この表は、病院、保健所その他人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	165,000	192,900	241,500	264,400	289,500	334,200
	2	166,500	195,000	243,300	265,400	291,300	336,400
	3	168,000	197,100	245,100	266,300	293,100	338,400
	4	169,400	199,200	247,000	267,400	295,100	340,600
	5	170,900	201,300	248,400	268,000	296,800	342,700
	6	172,400	203,600	249,700	269,000	298,600	344,800
	7	174,000	206,000	250,800	269,800	300,500	346,900
	8	175,500	208,300	252,100	270,900	302,400	349,000
	9	176,800	210,700	253,100	272,000	304,300	350,600
	10	178,500	212,100	254,300	272,800	306,200	352,600
	11	180,100	213,600	255,200	273,900	308,000	354,500
	12	181,700	214,800	256,100	275,100	309,900	356,500
	13	183,200	216,200	257,300	276,400	311,500	358,400
	14	185,200	217,600	258,400	277,600	313,100	360,600
	15	187,200	219,100	259,200	278,900	314,900	362,700
	16	189,200	220,300	260,200	280,300	316,700	364,700
	17	191,500	221,800	260,800	281,600	318,500	366,800
	18	193,600	223,300	261,700	283,000	320,100	368,800
	19	195,700	224,800	262,800	284,200	321,800	370,900
	20	197,900	226,300	263,700	285,500	323,500	373,000
	21	200,000	227,500	264,600	287,200	324,900	374,800
	22	202,200	229,200	265,600	288,800	326,500	376,900
	23	204,400	231,000	266,500	290,300	328,000	379,000
	24	206,700	232,700	267,500	291,700	329,500	381,000
	25	208,700	234,000	268,700	293,000	330,900	383,100
	26	210,000	235,700	269,800	294,900	332,300	384,700
	27	211,200	237,400	271,100	296,700	333,800	386,600
	28	212,500	239,200	272,300	298,400	335,500	388,500
	29	213,800	240,800	273,500	299,700	336,600	390,300
	30	214,900	242,200	275,000	301,300	338,100	392,100
	31	216,200	243,500	276,600	303,000	339,500	394,000
	32	217,400	244,600	278,100	304,700	341,000	395,800
	33	218,700	245,900	279,700	306,100	342,700	397,500
	34	220,000	247,000	281,200	307,600	344,200	399,300
	35	221,300	247,900	282,500	309,200	345,800	401,100
	36	222,700	249,000	283,800	310,900	347,300	402,800
	37	223,900	249,900	285,400	312,200	349,000	404,400
	38	225,300	251,000	286,900	313,600	350,700	406,100
	39	226,600	251,900	288,400	315,000	352,200	408,000
	40	228,000	253,000	289,800	316,600	353,800	409,800
	41	228,900	253,500	291,100	318,100	355,000	411,300
	42	230,400	254,500	292,600	319,600	356,500	412,800
	43	231,800	255,400	294,200	321,000	358,000	414,300
	44	233,200	256,300	295,800	322,500	359,500	415,700
	45	234,400	257,100	297,100	323,300	361,100	416,800
	46	235,800	258,100	298,500	324,700	362,100	417,900
	47	237,100	259,000	300,000	326,100	363,600	419,000
	48	238,500	260,000	301,500	327,700	364,900	420,200
	49	239,500	261,000	302,700	328,800	366,300	421,500
	50	240,600	262,200	304,000	330,200	367,800	422,600
	51	241,600	263,400	305,200	331,500	369,100	423,900
	52	242,700	264,600	306,600	332,800	370,500	425,000
	53	243,600	265,700	308,000	334,200	372,000	426,200
	54	244,700	267,200	309,300	335,700	373,200	427,200
55	245,800	268,600	310,800	337,100	374,300	428,300	

56	246,800	270,100	312,200	338,400	375,600	429,400
57	247,500	271,600	313,000	339,300	376,700	430,500
58	248,500	273,200	314,200	340,600	377,600	431,100
59	249,200	274,700	315,400	341,800	378,600	431,700
60	250,200	276,200	316,800	343,200	379,600	432,100
61	251,100	277,600	317,900	344,300	380,200	432,700
62	252,100	279,200	319,300	345,200	381,000	433,200
63	252,900	280,700	320,600	346,400	381,800	433,600
64	254,000	282,000	321,800	347,700	382,700	434,100
65	254,900	283,400	323,100	348,800	383,400	434,700
66	255,800	284,900	324,400	350,000	384,100	435,100
67	256,900	286,500	325,700	351,300	384,900	435,400
68	257,800	288,000	327,100	352,400	385,600	435,700
69	258,600	289,100	327,800	353,400	386,200	436,100
70	259,700	290,600	328,900	354,400	386,800	
71	260,800	292,100	330,000	355,500	387,500	
72	262,000	293,500	330,900	356,600	388,100	
73	263,400	294,600	332,200	357,400	388,800	
74	264,700	296,000	332,900	358,600	389,300	
75	266,000	297,200	334,000	359,700	389,900	
76	267,200	298,500	335,300	360,800	390,400	
77	268,200	299,900	336,400	361,500	390,900	
78	269,300	301,200	337,600	362,300	391,500	
79	270,700	302,500	338,700	363,100	392,000	
80	271,900	303,800	339,900	363,800	392,300	
81	272,800	304,300	341,000	364,400	392,600	
82	273,800	305,500	342,100	364,900	393,100	
83	274,900	306,600	343,200	365,500	393,500	
84	276,000	307,800	344,300	366,000	393,800	
85	276,800	308,900	345,200	366,700	394,100	
86	277,700	310,200	346,200	367,200	394,600	
87	278,900	311,400	347,100	367,800	395,100	
88	280,000	312,500	348,100	368,300	395,500	
89	280,800	313,800	349,100	368,700	395,800	
90	281,700	315,000	349,900	369,100	396,200	
91	282,500	316,200	350,800	369,700	396,700	
92	283,500	317,400	351,600	370,200	397,100	
93	284,400	318,300	352,200	370,500	397,500	
94	285,400	319,000	352,800	371,000	397,900	
95	286,400	319,700	353,500	371,400	398,400	
96	287,400	320,300	354,100	371,700	398,900	
97	288,000	321,000	354,500	372,300	399,300	
98	288,800	321,300	354,900	372,800	399,700	
99	289,400	321,900	355,400	373,300	400,200	
100	290,300	322,600	355,800	373,800	400,600	
101	291,100	323,000	356,300	374,400	401,000	
102	291,900	323,600	356,700	375,000		
103	292,700	324,200	357,200	375,500		
104	293,500	324,800	357,600	375,900		
105	294,300	325,200	357,900	376,500		
106	294,800	325,700	358,400	377,000		
107	295,300	326,300	358,900	377,500		
108	295,800	326,800	359,200	378,000		
109	296,000	327,200	359,700	378,600		
110	296,300	327,600	360,200	379,000		
111	296,500	327,900	360,700	379,500		
112	296,900	328,200	361,200	380,000		
113	297,200	328,600	361,700	380,600		
114	297,400	329,000	362,200			
115	297,800	329,400	362,700			
116	298,100	329,700	363,100			

117	298,400	329,900	363,500			
118	298,700	330,200	363,900			
119	299,000	330,600	364,400			
120	299,400	330,800	364,900			
121	299,700	331,000	365,300			
122	300,100	331,300	365,800			
123	300,400	331,600	366,300			
124	300,800	331,900	366,900			
125	301,000	332,100	367,200			
126	301,200	332,400				
127	301,500	332,800				
128	301,900	333,000				
129	302,200	333,200				
130	302,500	333,400				
131	302,900	333,800				
132	303,300	334,000				
133	303,500	334,400				
134	303,800	334,800				
135	304,200	335,200				
136	304,500	335,600				
137	304,700	335,900				
138	305,000	336,300				
139	305,400	336,700				
140	305,700	337,100				
141	305,900	337,400				
142	306,300	337,800				
143	306,700	338,100				
144	307,000	338,500				
145	307,200	338,800				
146	307,400	339,200				
147	307,700	339,600				
148	308,100	340,000				
149	308,300	340,300				
150	308,500	340,700				
151	308,800	341,100				
152	309,100	341,500				
153	309,500	341,800				
154	309,700					
155	309,900					
156	310,300					
157	310,600					
158	310,900					
159	311,200					
160	311,500					
161	311,900					
162	312,200					
163	312,500					
164	312,800					
165	313,200					
166	313,500					
167	313,800					
168	314,100					
169	314,500					
再任用職員	238,100	258,600	265,900	276,200	292,700	330,300

備考 この表は、病院に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	146,100	196,400	283,700	335,700	393,700
	2	147,200	199,100	286,200	337,900	396,600
	3	148,400	201,500	288,600	340,100	399,300
	4	149,600	203,900	291,000	342,100	402,100
	5	150,700	206,500	293,300	344,000	404,200
	6	152,000	208,800	295,600	346,100	407,000
	7	153,300	211,100	297,600	348,200	409,700
	8	154,600	213,300	299,600	350,200	412,400
	9	155,700	215,500	301,700	352,000	415,000
	10	157,500	217,800	304,400	354,000	417,600
	11	159,100	220,300	307,000	356,100	420,300
	12	160,700	222,700	309,800	358,000	423,200
	13	162,200	224,700	312,000	360,100	425,800
	14	164,100	227,100	314,600	362,000	428,500
	15	166,100	229,500	317,100	363,800	431,400
	16	168,100	232,000	320,000	365,700	434,100
	17	169,900	234,200	322,600	367,500	436,600
	18	172,100	237,000	324,800	369,400	439,300
	19	174,400	240,000	327,100	371,100	441,800
	20	176,500	242,900	329,200	373,100	444,400
	21	178,700	245,400	331,400	374,700	446,900
	22	181,100	248,200	333,400	376,700	449,600
	23	183,500	250,700	335,500	378,400	452,200
	24	185,800	253,400	337,500	380,300	454,700
	25	187,900	256,200	339,400	381,700	457,000
	26	190,200	258,600	341,300	383,500	459,300
	27	192,300	260,900	343,200	385,400	461,800
	28	194,400	263,200	345,000	387,300	464,400
	29	196,500	265,800	346,900	389,000	466,900
	30	198,200	268,000	348,600	391,000	469,400
	31	200,000	270,000	350,100	392,900	472,000
	32	201,700	272,100	351,900	394,800	474,500
	33	203,500	273,800	353,100	396,400	476,800
	34	205,500	275,800	354,500	398,200	479,200
	35	207,400	278,000	355,800	399,900	481,700
	36	209,300	279,900	357,300	401,700	484,200
	37	210,800	281,800	358,600	402,900	486,600
	38	212,700	283,300	360,000	404,400	489,200
	39	214,700	284,500	361,200	405,800	491,600
	40	216,600	286,100	362,600	407,300	494,100
	41	218,400	287,500	363,300	408,700	496,500
	42	220,300	288,400	364,400	410,000	498,700
	43	222,300	289,400	365,600	411,500	500,900
	44	224,200	290,400	366,800	413,100	503,100
	45	225,900	291,100	367,900	414,500	504,900
	46	227,800	292,300	369,100	415,800	506,400

47	229,700	293,500	370,400	417,400	508,000
48	231,500	294,800	371,500	419,000	509,500
49	233,200	296,100	372,600	420,300	511,200
50	235,000	297,400	373,900	421,700	512,700
51	236,700	298,500	375,300	423,300	514,100
52	238,500	299,600	376,600	424,700	515,600
53	239,900	300,800	377,300	426,100	516,700
54	241,700	302,000	378,300	427,500	517,900
55	243,400	303,400	379,200	428,900	519,100
56	245,000	304,500	380,200	430,300	520,400
57	246,300	305,300	381,000	431,500	521,300
58	247,500	306,400	381,800	432,800	522,300
59	248,500	307,600	382,500	434,200	523,300
60	249,600	308,700	383,300	435,500	524,300
61	250,700	309,600	383,900	436,300	525,400
62	251,800	310,800	384,600	437,200	526,300
63	252,700	311,900	385,500	438,200	527,000
64	253,900	313,000	386,400	439,200	527,800
65	255,100	313,800	387,000	440,100	528,600
66	256,100	314,900	387,800	440,900	529,400
67	257,200	315,800	388,600	441,500	530,200
68	258,100	316,800	389,400	442,300	531,000
69	259,000	317,800	390,000	442,700	531,700
70	260,400	318,900	390,800	443,300	532,500
71	262,000	320,000	391,500	443,800	533,300
72	263,300	321,100	392,200	444,300	534,100
73	264,700	321,600	392,900	444,800	534,800
74	266,100	322,600	393,500		
75	267,500	323,700	394,100		
76	268,600	324,800	394,800		
77	269,700	325,900	395,500		
78	271,000	327,000	396,100		
79	272,300	327,900	396,700		
80	273,400	328,800	397,300		
81	274,600	329,900	397,900		
82	275,900	330,700	398,500		
83	277,200	331,400	399,200		
84	278,500	332,200	399,800		
85	279,600	332,700	400,300		
86	280,700	333,200	400,800		
87	282,000	333,700	401,300		
88	283,200	334,200	402,000		
89	284,000	334,600	402,400		
90	285,200	335,100	402,900		
91	286,300	335,600	403,400		
92	287,500	336,100	404,100		
93	288,400	336,400	404,500		
94	289,400	336,800	405,000		
95	290,400	337,300	405,500		
96	291,400	337,800	406,200		
97	291,700	338,300	406,600		
98	292,600	338,800	407,200		
99	293,300	339,300	407,700		

	100	294,300	339,800	408,400		
	101	295,200	340,300	408,800		
	102	295,900	340,800			
	103	296,600	341,300			
	104	297,300	341,800			
	105	298,000	342,300			
	106	298,500	342,800			
	107	299,000	343,300			
	108	299,500	343,700			
	109	299,700	344,200			
	110	300,100	344,600			
	111	300,400	345,100			
	112	300,700	345,500			
	113	301,000	346,000			
	114	301,300	346,400			
	115	301,600	346,900			
	116	301,900	347,300			
	117	302,300	347,800			
	118	302,700	348,200			
	119	303,000	348,600			
	120	303,400	349,000			
	121	303,700	349,400			
再任用職員		220,200	261,900	287,100	330,000	389,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第2

第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	401,000
2	462,000
3	522,000
4	603,000
5	702,000
6	801,000

第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額
	円
1	334,000
2	371,000
3	399,000

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	379,000
2	427,000
3	478,000
4	540,000
5	616,000
6	719,000
7	840,000

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要	資-1
第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況	資-2
第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経年数	資-5
第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	資-6
第4表 職員の給料表別平均給与月額	資-7
第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額	資-8
第6表 職員の扶養手当の支給状況	
その1 給料表別扶養親族数	資-22
その2 扶養親族数別職員数	資-22
第7表 職員の地域手当の支給状況	資-23
第8表 職員の住居手当の支給状況	資-24
第9表 職員の特勤勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況	資-25
第10表 職員の管理職手当の支給状況	資-26
第11表 職員の通勤手当の支給状況	資-27
第12表 再任用職員の適用給料表別人員	資-28

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	資-29
第13表 職種別民間給与実態調査の対象	
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	資-30
その2 産業別調査従業員数	資-30
第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-31
第15表 民間における初任給の改定状況	資-31
第16表 民間における給与改定の状況	資-32
第17表 民間における定期昇給の実施状況	資-32
第18表 民間における昇給制度の状況	資-32
第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等	
その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）	資-33
その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）	資-36
その3 再雇用者（企業規模計）	資-37
第20表 民間における家族手当の支給状況	
その1 家族手当の支給状況	資-38
その2 扶養家族の構成別支給月額	資-38
第21表 民間における住宅手当の支給状況	資-38
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-39

3 生計費関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法の概要	資-40
第23表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費	資-40

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標	資-41
-------------	------

参 考（国家公務員の給与等）

給与勧告の骨子	資-42
公務員人事管理に関する報告の骨子	資-44
定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子	資-45

1 職員給与関係資料

平成30年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員（府費負担教職員を含む。）の給与を検討するため、平成30年4月1日現在における府の一般職の職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査対象

平成30年4月1日現在に在職する職員（平成30年4月1日付け退職者を除く。）で職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の給料表の適用を受ける職員、企業職員及び現業職員。ただし、いわゆる臨時職員、派遣職員等を除く。

(3) 調査項目

職員の給与額、学歴、年齢、経験年数、性別等を調査した。なお、休職等により給与を減額されている場合においては、その者が本来受けるべき給与の月額によることとした。

(4) 調査方法等

原則として、給与支払事務に使用された平成30年4月分の電算マスターデータを用いて集計した。

第1表 公民給与の較差算定対象職員の状況

1 人員、平均年齢、平均経験年数

職員数	平均年齢	平均経験年数
4,648人	43.0歳	21.0年

(注) 公民給与の較差算定対象職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除いたものである。

2 学歴別、性別人員構成比

学歴別人員構成比				性別人員構成比		計
中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性	
0.2%	19.6%	7.7%	72.5%	64.1%	35.9%	100.0%

3 年齢階層別人員構成比

20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳以上	計
0.4%	6.6%	14.7%	9.2%	6.2%	8.7%	14.9%	18.6%	20.7%	100.0%

4 給与種目別平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
328,521円	8,485円	26,136円	6,616円	9,938円	498円	380,194円

(注) 1 「給料」には、「給料の調整額」を含む。

2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」である。

5 級別、号給別人員

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5		1		1						
6		2								
7		1				1				
8		88								
9		10								
10		9					1			
11	1	17								
12	15	65								
13		7		1						
14		14	3						1	
15		34	2							
16	19	54	10							
17	1	16	2							
18	1	23	6						7	
19	1	63	30	1					3	
20	21	42	12						1	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
21	2	15	4						3	
22	1	24	4					1		
23	1	64	33							
24	14	32	20							
25	5	13	13					5		
26	2	21	14	1			1	5		
27	2	68	32	2				1	1	
28	26	29	15	1					1	
29	9	7	11	1				1		
30	11	13	6	5				3		
31	5	52	26	1			1	4	1	
32	110	16	10	1			4	14	2	
33	7	3	9	3			3	4		
34	7	1	5	4			6	4		
35	8	7	12	7			8	5		
36	100	2	11				16	2		
37	26		12	3			18	1		
38	12	1	7	3			12	3		
39	9	3	27	5			1	5		
40	15	3	4				4	3		
41	2	1	8	6			4	3		
42			11	8				3		
43	1	2	15	2			3	7		
44	4		11	3	4		3	4		
45	1		5	6				30		
46	1		14	4		1	1			
47	2	1	10	5			1			
48			13	6			4			
49		2	7	16	6		2			
50		1	20	7	1	2	3			
51	2	3	11	15	2	1	2			
52			4	20	1	1	2			
53	1		11	17	1	13	5			
54			7	12		22	1			
55		1	7	7	8	12	2			
56	1		7	21		25	3			
57	1		8	28	1	20	3			
58			5	20	1	9	8			
59			6	26	1	7	2			
60	2		4	21	1	10				
61			14	17		6	6			
62			8	18	3	2				
63			6	22	4	3				
64		1	3	12	1	3				
65			13	20	5					
66			9	11	6	6				
67			5	24	5	1				
68			15	19	9	3				
69			9	11	7	3				
70			6	33		3				
71			6	22	3	4				
72	1	1	7	19	15	5				
73			8	18	10	4				
74			5	20	5	4				
75			6	23	7	3				
76			5	32	16	2				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			6	11	14	6				
78			7	17	13	9				
79			6	8	17	11				
80	1		4	24	16	8				
81			1	20	19	10				
82			1	16	8	20				
83			1	11	17	5				
84			5	21	9	4				
85			5	14	39	34				
86			5	11	16					
87			7	15	18					
88			7	8	10					
89			4	5	22					
90			6	7	14					
91			4	15	16					
92			4	22	3					
93	1		7	12	269					
94			6	53						
95			7	13						
96			4	23						
97			4	30						
98				32						
99				39						
100			4	19						
101			3	339						
102			6							
103			3							
104			3							
105			2							
106			2							
107			2							
108			3							
109										
110			3							
111										
112										
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	452	833	782	1,396	643	283	131	108	20	-

計	4,648
---	-------

第2表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表区分	職員数		平均年齢	平均経験年数
	人	構成比		
全職員	21,659	100.0	41.0	18.9
行政職給料表	4,963	22.9	42.6	20.6
公安職給料表	6,594	30.5	38.7	17.7
教育職給料表(2)	3,557	16.4	43.5	20.5
教育職給料表(3)	5,731	26.5	40.1	17.4
医療職給料表(1)	44	0.2	47.9	21.7
医療職給料表(2)	181	0.8	42.3	18.5
医療職給料表(3)	126	0.6	44.8	21.0
研究職給料表	210	1.0	43.5	20.2
第2号任期付 研究員給料表	1	0.0	34.0	-
特定任期付職員給料表	3	0.0	45.0	-
小計	21,410	98.9	40.9	18.8
企業職給料表	68	0.3	45.9	23.6
現業職(協約)給料表	181	0.8	54.8	34.4

- (注) 1 再任用職員は含まれていない。(以下、第11表までについて同じ。)
 2 全職員欄及び小計欄の平均経験年数には、第2号任期付研究員及び特定任期付職員は含まれていない。

第3表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男性	女性
全職員	100.0%	0.3%	17.9%	7.2%	74.6%	65.5%	34.5%
行政職給料表	100.0	0.2	19.3	8.3	72.2	62.7	37.3
公安職給料表	100.0	-	42.3	4.3	53.4	89.9	10.1
教育職給料表(2)	100.0	-	0.3	3.3	96.4	57.3	42.7
教育職給料表(3)	100.0	-	-	10.2	89.8	44.6	55.4
医療職給料表(1)	100.0	-	-	-	100.0	68.2	31.8
医療職給料表(2)	100.0	-	-	10.5	89.5	53.0	47.0
医療職給料表(3)	100.0	-	6.3	93.7	-	51.6	48.4
研究職給料表	100.0	-	-	1.4	98.6	79.5	20.5
第2号任期付 研究員給料表	100.0	-	-	-	100.0	100.0	-
特定任期付 職員給料表	100.0	-	-	-	100.0	66.7	33.3
小計	100.0	0.0	17.6	7.2	75.2	65.4	34.6
企業職給料表	100.0	-	14.7	11.8	73.5	88.2	11.8
現業職(協約) 給料表	100.0	34.2	56.9	6.1	2.8	72.4	27.6

第4表 職員の給料表別平均給与月額

給料表区分	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	計
全職員	円 343,628	円 9,438	円 24,124	円 6,005	円 4,851	円 3,089	円 391,135
行政職給料表	325,138	8,159	25,518	6,478	9,431	466	375,190
公安職給料表	328,829	12,608	29,339	4,417	1,617	463	377,273
教育職給料表(2)	377,440	8,451	24,259	7,285	2,844	5,494	425,773
教育職給料表(3)	354,468	7,553	16,711	6,712	5,532	5,623	396,599
医療職給料表(1)	464,375	9,625	84,954	5,432	53,161	212,132	829,679
医療職給料表(2)	326,910	6,680	18,688	7,661	4,273	663	364,875
医療職給料表(3)	340,148	12,218	18,488	3,616	638	-	375,108
研究職給料表	343,856	9,217	24,264	6,089	8,551	936	392,913
第2号任期付 研究員給料表	333,000	-	10,656	-	-	-	343,656
特定任期付 職員給料表	497,667	-	46,781	-	-	-	544,448
小計	343,413	9,439	24,141	6,026	4,871	3,119	391,009
企業職給料表	345,789	12,294	23,870	6,706	11,482	882	401,023
現業職(協約) 給料表	368,318	8,282	22,215	3,272	-	379	402,466

- (注) 1 「給料」には、「給料の調整額」及び「教職調整額」を含む。
 2 「その他」は、「単身赴任手当(基礎額)」、「特地勤務手当等」、「へき地手当等」、「初任給調整手当」、「義務教育等教員特別手当」である。

第5表 職員の給料表別、学歴別、年齢別人員分布及び平均給料月額

1 全職員

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料月額								
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			53	171,943					53	171,943
19歳			62	177,529					62	177,529
20歳			97	184,797	20	184,930			117	184,820
21歳			67	191,204	16	191,888			83	191,336
22歳			81	204,319	17	198,041	254	204,204	352	203,932
23歳			63	210,906	10	208,350	339	208,537	412	208,895
24歳			76	217,908	17	209,659	389	214,572	482	214,925
25歳			60	225,513	17	222,424	451	222,459	528	222,805
26歳			65	237,428	10	233,550	505	232,512	580	233,081
27歳			52	244,660	14	239,293	519	242,681	585	242,776
28歳			46	244,104	21	243,462	634	252,024	701	251,248
29歳			80	255,404	11	257,282	659	260,288	750	259,723
30歳			58	259,112	32	259,291	626	268,167	716	267,037
31歳			64	265,377	29	265,759	581	276,546	674	275,021
32歳			71	276,918	27	266,637	447	286,626	545	284,371
33歳			66	283,661	28	285,457	501	294,530	595	292,897
34歳			69	290,933	29	293,010	524	304,890	622	302,787
35歳			62	292,637	25	294,640	459	311,586	546	308,658
36歳			57	305,393	26	306,358	419	319,508	502	317,224
37歳			66	314,947	26	313,231	386	332,017	478	328,638
38歳			48	323,085	32	328,434	399	338,319	479	336,132
39歳			69	329,375	43	336,300	377	346,383	489	343,096
40歳			62	344,087	39	335,167	336	352,710	437	349,921
41歳			68	364,410	44	343,175	291	363,603	403	361,509
42歳	2	341,050	78	372,099	56	356,857	291	367,927	427	367,111
43歳			103	372,274	50	351,870	303	375,710	456	372,320
44歳			99	380,656	51	356,518	322	380,333	472	377,828
45歳	1	335,400	120	387,457	48	367,606	308	384,396	477	383,374
46歳	1	361,100	127	389,399	55	372,039	255	388,104	438	386,401
47歳	3	353,467	83	386,886	45	376,438	298	390,101	429	387,790
48歳	4	349,425	113	391,678	62	379,987	280	395,973	459	392,350
49歳	3	357,167	112	400,897	40	383,515	292	395,926	447	395,801
50歳	6	359,383	120	402,777	56	390,812	324	401,858	506	400,350
51歳	2	353,800	96	405,991	40	396,340	283	402,960	421	402,789
52歳	3	362,267	150	409,551	51	400,215	370	408,323	574	407,683
53歳	6	362,890	157	409,015	66	402,276	474	413,126	703	410,761
54歳	5	362,980	183	410,010	54	405,256	463	413,642	705	411,698
55歳	6	358,067	170	411,246	78	407,009	512	416,477	766	413,894
56歳	3	345,338	210	413,935	59	405,859	577	417,055	849	415,252
57歳	3	377,726	152	411,590	62	409,972	541	421,635	758	418,493
58歳	6	376,574	115	410,104	83	409,803	579	423,404	783	419,650
59歳	5	378,704	106	413,630	69	410,658	495	424,648	675	421,147
60歳以上	11	379,000	22	381,788	4	404,826	86	455,950	123	434,141
計	70		3,878		1,562		16,149		21,659	
平均給料月額	364,153 円		343,173 円		352,672 円		334,550 円		337,496 円	
平均年齢	54.2 歳		42.5 歳		44.8 歳		40.3 歳		41.0 歳	
学歴構成比	0.3 %		17.9 %		7.2 %		74.6 %		100.0 %	

2 行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月								
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			14	153,400					14	153,400
19 歳			15	157,500					15	157,500
20 歳			21	163,190	6	164,700			27	163,526
21 歳			18	169,217	4	169,300			22	169,232
22 歳			14	178,900	5	177,100	69	187,004	88	185,152
23 歳			15	187,513	2	180,050	97	191,090	114	190,425
24 歳			16	192,300	7	193,114	124	196,822	147	196,153
25 歳			12	199,133	4	199,325	130	204,214	146	203,662
26 歳			10	210,000	1	212,700	130	210,878	141	210,828
27 歳			6	215,883	2	212,400	120	219,740	128	219,445
28 歳			11	220,691	4	224,550	133	226,428	148	225,951
29 歳			14	229,664			128	232,602	142	232,313
30 歳			12	237,267	9	230,744	110	237,586	131	237,087
31 歳			12	236,792	8	240,713	80	245,155	100	243,796
32 歳			7	234,814	6	251,683	46	254,491	59	251,871
33 歳			12	261,983	4	258,200	67	261,167	83	261,142
34 歳			9	258,056	6	270,250	66	270,161	81	268,822
35 歳			14	272,371	6	279,383	52	274,795	72	274,706
36 歳			8	276,800	5	277,640	60	285,158	73	283,727
37 歳			11	289,509	4	301,275	38	298,054	53	296,523
38 歳			10	304,540	5	298,160	46	299,148	61	299,951
39 歳			9	299,567	4	309,600	41	309,581	54	307,913
40 歳			10	289,770	9	317,333	46	314,370	65	310,995
41 歳			12	314,925	9	331,944	46	334,763	67	330,831
42 歳	1	346,900	11	344,191	11	341,627	52	337,523	75	339,228
43 歳			29	332,907	16	335,231	60	349,947	105	342,998
44 歳			32	356,865	15	342,033	69	358,993	116	356,213
45 歳	1	335,400	28	350,824	20	353,755	76	363,296	125	358,752
46 歳			37	359,065	14	358,050	77	368,463	128	364,607
47 歳			28	359,221	15	363,560	92	368,266	135	365,867
48 歳			38	366,066	22	365,631	98	378,362	158	373,632
49 歳			33	378,353	13	370,830	128	380,010	174	379,010
50 歳	2	370,100	37	374,563	16	372,088	112	384,572	167	380,985
51 歳			26	384,080	14	383,096	104	388,118	144	386,901
52 歳	1	365,300	41	389,270	18	389,262	116	390,818	176	390,153
53 歳	1	388,600	41	391,532	19	391,076	134	397,187	195	395,359
54 歳			60	394,379	16	392,685	141	396,477	217	395,617
55 歳			55	389,329	20	392,221	142	400,605	217	396,974
56 歳	1	388,600	60	401,589	19	393,612	156	403,291	236	402,017
57 歳			55	399,318	13	396,930	106	408,159	174	404,525
58 歳			32	389,531	18	396,810	119	411,436	169	405,731
59 歳			19	389,868	20	395,504	118	423,275	157	415,695
60歳以上	1	351,200	2	298,600	4	404,826	57	441,516	64	433,345
計	8		956		413		3,586		4,963	
平均給料月額	364,525 円		331,714 円		342,506 円		321,200 円		325,068 円	
平均年齢	51.9 歳		44.4 歳		45.8 歳		41.8 歳		42.6 歳	
学歴構成比	0.2 %		19.3 %		8.3 %		72.2 %		100.0 %	

3 公安職給料表（警察官）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 歳			39	178,600					39	178,600
19 歳			47	183,921					47	183,921
20 歳			76	190,767	14	193,600			90	191,208
21 歳			49	199,282	12	199,417			61	199,308
22 歳			67	209,630	12	206,767	97	211,400	176	210,410
23 歳			48	218,217	7	215,943	117	216,362	172	216,862
24 歳			60	224,737	9	222,478	108	223,156	177	223,658
25 歳			48	232,108	11	230,264	117	230,168	176	230,703
26 歳			55	242,415	7	237,100	126	237,659	188	239,029
27 歳			46	248,413	8	242,950	136	245,618	190	246,183
28 歳			35	251,463	13	246,846	143	252,116	191	251,638
29 歳			66	260,864	8	257,450	163	259,036	237	259,492
30 歳			46	264,811	12	264,858	167	263,911	225	264,146
31 歳			52	271,973	9	268,111	176	270,857	237	270,997
32 歳			64	281,523	11	270,064	128	279,048	203	279,341
33 歳			54	288,478	10	282,080	124	286,269	188	286,681
34 歳			60	295,865	9	292,689	136	296,698	205	296,278
35 歳			48	298,548	6	296,300	151	305,671	205	303,729
36 歳			48	309,652	6	296,133	117	312,934	171	311,423
37 歳			55	320,035	7	308,329	104	324,459	166	322,313
38 歳			38	327,966	12	330,983	109	337,491	159	334,723
39 歳			60	333,847	15	348,973	94	346,930	169	342,466
40 歳			50	355,340	5	369,280	88	361,620	143	359,692
41 歳			54	376,491	9	360,567	93	375,454	156	374,954
42 歳			66	377,648	10	384,540	87	379,002	163	378,794
43 歳			74	387,701	7	382,686	81	392,341	162	389,804
44 歳			66	393,109	3	368,600	81	395,515	150	393,918
45 歳			91	399,353	5	398,220	62	404,048	158	401,159
46 歳			87	404,144	9	396,500	43	407,276	139	404,618
47 歳			51	404,122	3	398,200	29	408,428	83	405,412
48 歳			67	411,402	3	407,933	38	415,992	108	412,921
49 歳			76	413,032	1	408,900	21	417,245	98	413,892
50 歳			83	415,354	1	394,900	38	421,806	122	417,196
51 歳			66	417,776			21	416,538	87	417,477
52 歳			104	419,371	3	416,367	36	425,645	143	420,887
53 歳			102	420,846	4	407,575	49	418,145	155	419,650
54 歳			112	421,527	3	408,200	64	422,163	179	421,531
55 歳			110	424,013	9	424,149	57	425,015	176	424,345
56 歳			139	422,146	3	423,067	58	424,733	200	422,910
57 歳			85	424,187	3	433,556	86	425,348	174	424,922
58 歳			70	423,547	3	428,900	86	428,671	159	426,419
59 歳			77	422,905	3	428,533	87	427,282	167	425,286
60歳以上										
計			2,791		285		3,518		6,594	
平均給料月額			345,706 円		301,777 円		317,592 円		328,809 円	
平均年齢			41.3歳		34.9歳		36.9歳		38.7歳	
学歴構成比			42.3 %		4.3 %		53.4 %		100.0 %	

4 教育職給料表（2）（府立高校、特別支援学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳							22	210,100	22	210,100
23歳							28	214,696	28	214,696
24歳							39	222,403	39	222,403
25歳							65	230,774	65	230,774
26歳							88	241,216	88	241,216
27歳							85	251,209	85	251,209
28歳					1	238,700	115	261,875	116	261,675
29歳					2	258,000	123	270,864	125	270,658
30歳					3	277,600	118	279,012	121	278,977
31歳					1	279,700	104	287,007	105	286,937
32歳					5	264,660	84	295,840	89	294,089
33歳					2	304,250	90	304,368	92	304,365
34歳					2	309,250	106	313,117	108	313,045
35歳							78	322,453	78	322,453
36歳			1	329,700			75	328,844	76	328,855
37歳					3	338,133	65	338,406	68	338,394
38歳					2	345,600	78	343,490	80	343,543
39歳					4	348,950	67	352,818	71	352,600
40歳			1	369,700	2	296,100	67	358,315	70	356,700
41歳			2	335,150	2	366,200	41	365,776	45	364,433
42歳					6	353,733	52	371,925	58	370,043
43歳					1	380,100	61	380,212	62	380,210
44歳					3	353,867	56	382,337	59	380,889
45歳					3	350,900	49	390,654	52	388,360
46歳			1	320,400	6	378,850	46	393,067	53	390,086
47歳			2	360,150	1	348,600	67	398,861	70	397,037
48歳					3	394,833	60	405,024	63	404,538
49歳					7	383,857	53	410,143	60	407,077
50歳					7	404,400	83	409,565	90	409,164
51歳			1	340,300	8	406,318	73	412,854	82	411,332
52歳					3	414,633	112	418,341	115	418,244
53歳					12	405,403	165	420,504	177	419,480
54歳					4	416,450	143	424,371	147	424,156
55歳					2	419,050	181	423,301	183	423,255
56歳					5	415,202	215	423,287	220	423,104
57歳					5	414,760	188	427,468	193	427,139
58歳			1	418,300	10	415,370	163	427,323	174	426,584
59歳			1	421,000	4	430,945	123	424,286	128	424,469
60歳以上										
計			10		119		3,428		3,557	
平均給料月額			359,000 円		375,418 円		360,147 円		360,655 円	
平均年齢			46.6歳		47.4歳		43.4歳		43.5歳	
学歴構成比			0.3 %		3.3 %		96.4 %		100.0 %	

5 教育職給料表（3）（小・中学校の教育職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月	人員	平均給料額 月
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳							64	210,100	64	210,100
23歳					1	211,800	95	215,131	96	215,096
24歳					1	210,100	111	222,845	112	222,731
25歳					2	225,500	126	230,544	128	230,465
26歳					2	231,550	149	242,557	151	242,411
27歳					4	245,425	167	253,538	171	253,349
28歳					3	255,600	228	263,271	231	263,172
29歳							223	273,318	223	273,318
30歳					8	276,188	221	281,762	229	281,567
31歳					10	283,510	206	289,512	216	289,234
32歳					3	287,433	177	297,936	180	297,761
33歳					11	298,845	209	307,003	220	306,595
34歳					9	312,100	205	316,623	214	316,433
35歳					9	315,578	166	324,712	175	324,242
36歳					12	325,767	162	332,477	174	332,014
37歳					8	332,600	173	340,910	181	340,543
38歳					11	341,682	161	348,558	172	348,119
39歳					14	349,600	164	353,937	178	353,596
40歳					15	358,633	127	359,188	142	359,130
41歳					10	355,980	103	366,315	113	365,400
42歳					21	368,962	90	373,137	111	372,347
43歳					17	371,476	83	378,510	100	377,314
44歳					20	372,220	98	383,862	118	381,889
45歳					14	385,621	110	386,218	124	386,151
46歳					12	385,337	80	393,566	92	392,493
47歳					20	393,895	95	401,104	115	399,850
48歳					29	389,883	72	401,430	101	398,114
49歳					15	397,680	75	407,275	90	405,676
50歳					25	399,031	81	407,078	106	405,180
51歳					13	405,763	75	411,858	88	410,958
52歳					22	408,002	94	412,208	116	411,410
53歳					25	409,600	111	417,116	136	415,734
54歳					30	411,152	97	417,648	127	416,114
55歳					43	411,823	122	421,575	165	419,033
56歳					26	412,267	131	420,674	157	419,282
57歳					38	413,481	149	422,276	187	420,489
58歳					46	414,002	195	424,971	241	422,877
59歳					37	415,614	150	425,315	187	423,395
60歳以上										
計					586		5,145		5,731	
平均給料月額					382,479 円		337,178 円		341,810 円	
平均年齢					48.2歳		39.2歳		40.1歳	
学歴構成比					10.2 %		89.8 %		100.0 %	

6 医療職給料表（1）（医師・歯科医師）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳							2	248,900	2	248,900
25歳							1	256,200	1	256,200
26歳							1	256,200	1	256,200
27歳										
28歳										
29歳							1	271,200	1	271,200
30歳							1	271,200	1	271,200
31歳							1	355,700	1	355,700
32歳										
33歳										
34歳							1	408,000	1	408,000
35歳							1	426,600	1	426,600
36歳							1	418,600	1	418,600
37歳							2	442,050	2	442,050
38歳										
39歳							1	445,600	1	445,600
40歳							1	476,200	1	476,200
41歳							1	476,200	1	476,200
42歳							1	466,989	1	466,989
43歳							1	445,600	1	445,600
44歳							2	415,050	2	415,050
45歳										
46歳							1	533,575	1	533,575
47歳							1	418,600	1	418,600
48歳							1	508,950	1	508,950
49歳							1	518,209	1	518,209
50歳							2	475,450	2	475,450
51歳										
52歳										
53歳							3	530,211	3	530,211
54歳							1	480,400	1	480,400
55歳										
56歳										
57歳										
58歳							1	532,590	1	532,590
59歳							1	555,737	1	555,737
60歳以上							13	550,509	13	550,509
計							44		44	
平均給料月額								464,375 円		464,375 円
平均年齢								47.9歳		47.9歳
学歴構成比								100.0 %		100.0 %

7 医療職給料表（2）（薬剤師、獣医師、その他医療技術職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳									2	213,600	2	213,600
25歳									4	215,700	4	215,700
26歳									5	221,180	5	221,180
27歳									5	227,360	5	227,360
28歳									7	234,643	7	234,643
29歳									5	233,320	5	233,320
30歳									2	240,500	2	240,500
31歳									5	248,660	5	248,660
32歳									3	248,100	3	248,100
33歳									6	269,683	6	269,683
34歳									3	282,300	3	282,300
35歳							1	244,300	7	277,600	8	273,438
36歳									4	301,975	4	301,975
37歳									1	308,400	1	308,400
38歳									4	306,825	4	306,825
39歳									4	328,175	4	328,175
40歳							1	325,300	4	282,075	5	290,720
41歳							2	318,900	3	305,000	5	310,560
42歳							1	339,000	6	334,133	7	334,829
43歳									10	339,590	10	339,590
44歳							1	374,900	9	359,178	10	360,750
45歳									5	351,880	5	351,880
46歳							1	277,500	4	351,650	5	336,820
47歳							1	351,600	4	377,400	5	372,240
48歳									4	374,825	4	374,825
49歳							1	352,000	6	374,750	7	371,500
50歳							2	389,900	3	389,367	5	389,580
51歳							1	393,600	8	386,613	9	387,389
52歳							1	390,600	2	393,850	3	392,767
53歳							1	392,800	3	394,900	4	394,375
54歳									4	398,874	4	398,874
55歳							1	392,800	2	396,800	3	395,467
56歳							2	395,750	4	405,438	6	402,208
57歳							1	397,000	5	406,674	6	405,062
58歳							1	396,200	3	399,612	4	398,759
59歳									4	397,851	4	397,851
60歳以上									2	405,623	2	405,623
計							19		162		181	
平均給料月額							359,826	円	322,556	円	326,468	円
平均年齢							48.6	歳	41.5	歳	42.3	歳
学歴構成比							10.5	%	89.5	%	100.0	%

8 医療職給料表（3）（看護師等）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分		人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
	人員	平均給料額	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳							1	254,500			1	254,500
30歳												
31歳							1	253,500			1	253,500
32歳							2	266,400			2	266,400
33歳							1	243,400			1	243,400
34歳							3	271,400			3	271,400
35歳							3	275,800			3	275,800
36歳							3	297,033			3	297,033
37歳							4	276,350			4	276,350
38歳							2	298,800			2	298,800
39歳							5	282,540			5	282,540
40歳							6	296,383			6	296,383
41歳							11	328,118			11	328,118
42歳							7	310,157			7	310,157
43歳							9	317,311			9	317,311
44歳							7	339,529			7	339,529
45歳							6	354,583			6	354,583
46歳							12	363,533			12	363,533
47歳							3	347,233			3	347,233
48歳							5	360,080			5	360,080
49歳							3	368,900			3	368,900
50歳							4	393,050			4	393,050
51歳					1	395,400	4	392,800			5	393,320
52歳							3	389,567			3	389,567
53歳					3	395,633	4	395,950			7	395,814
54歳					1	398,000					1	398,000
55歳							1	400,600			1	400,600
56歳					1	400,600	3	407,590			4	405,843
57歳					1	398,000	1	395,800			2	396,900
58歳					1	399,800	3	400,600			4	400,400
59歳							1	400,600			1	400,600
60歳以上												
計					8		118				126	
平均給料月額					397,338 円		336,271 円				340,148 円	
平均年齢					54.4 歳		44.1 歳				44.8 歳	
学歴構成比					6.3 %		93.7 %				100.0 %	

9 研究職給料表（研究職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計		
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳											
19歳											
20歳											
21歳											
22歳							2	195,000	2	195,000	
23歳							2	197,650	2	197,650	
24歳							3	209,067	3	209,067	
25歳							8	210,450	8	210,450	
26歳							5	222,940	5	222,940	
27歳							5	226,320	5	226,320	
28歳							5	236,960	5	236,960	
29歳							12	242,275	12	242,275	
30歳							5	247,440	5	247,440	
31歳							7	259,129	7	259,129	
32歳							8	263,525	8	263,525	
33歳							3	289,367	3	289,367	
34歳							5	283,500	5	283,500	
35歳							3	286,800	3	286,800	
36歳											
37歳							3	307,533	3	307,533	
38歳							1	304,700	1	304,700	
39歳							5	306,740	5	306,740	
40歳							3	332,800	3	332,800	
41歳							3	338,500	3	338,500	
42歳							1	383,500	1	383,500	
43歳							4	359,125	4	359,125	
44歳							4	389,425	4	389,425	
45歳							6	391,183	6	391,183	
46歳							4	393,875	4	393,875	
47歳							5	381,560	5	381,560	
48歳							5	400,740	5	400,740	
49歳							7	401,871	7	401,871	
50歳							5	403,040	5	403,040	
51歳							2	402,750	2	402,750	
52歳							8	407,188	8	407,188	
53歳						1	408,000	9	405,711	10	405,940
54歳								10	415,603	10	415,603
55歳								7	412,295	7	412,295
56歳								10	410,732	10	410,732
57歳								7	420,505	7	420,505
58歳						1	408,400	10	410,023	11	409,876
59歳						1	406,700	8	419,991	9	418,515
60歳以上								7	452,060	7	452,060
計						3		207		210	
平均給料月額							407,700 円		342,931 円		343,856 円
平均年齢							56.7 歳		43.3 歳		43.5 歳
学歴構成比							1.4 %		98.6 %		100.0 %

10 第2号任期付研究員給料表

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	
		人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳												
27歳												
28歳												
29歳												
30歳												
31歳												
32歳												
33歳												
34歳								1	333,000	1	333,000	
35歳												
36歳												
37歳												
38歳												
39歳												
40歳												
41歳												
42歳												
43歳												
44歳												
45歳												
46歳												
47歳												
48歳												
49歳												
50歳												
51歳												
52歳												
53歳												
54歳												
55歳												
56歳												
57歳												
58歳												
59歳												
60歳以上												
計								1		1		
平均給料月額								333,000	円	333,000	円	
平均年齢								34.0	歳	34.0	歳	
学歴構成比								100.0	%	100.0	%	

11 特定任期付職員給料表

年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額	人員	平均給料額
学歴区分	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳							1	477,000	1	477,000
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳										
40歳										
41歳										
42歳										
43歳							1	477,000	1	477,000
44歳										
45歳										
46歳										
47歳										
48歳										
49歳										
50歳										
51歳										
52歳										
53歳										
54歳										
55歳										
56歳										
57歳										
58歳							1	539,000	1	539,000
59歳										
60歳以上										
計							3		3	
平均給料月額							497,667	円	497,667	円
平均年齢							45.0	歳	45.0	歳
学歴構成比							100.0	%	100.0	%

12 行政職・公安職・教育職・医療職・研究職・第2号任期付研究員・特定任期付職員給料表の合計

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料 月額								
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳			53	171,943					53	171,943
19歳			62	177,529					62	177,529
20歳			97	184,797	20	184,930			117	184,820
21歳			67	191,204	16	191,888			83	191,336
22歳			81	204,319	17	198,041	254	204,204	352	203,932
23歳			63	210,906	10	208,350	339	208,537	412	208,895
24歳			76	217,908	17	209,659	389	214,572	482	214,925
25歳			60	225,513	17	222,424	451	222,459	528	222,805
26歳			65	237,428	10	233,550	504	232,547	579	233,113
27歳			52	244,660	14	239,293	518	242,732	584	242,821
28歳			46	244,104	21	243,462	631	252,197	698	251,401
29歳			80	255,404	11	257,282	655	260,469	746	259,879
30歳			58	259,112	32	259,291	624	268,253	714	267,109
31歳			64	265,377	29	265,759	579	276,657	672	275,112
32歳			71	276,918	27	266,637	446	286,687	544	284,417
33歳			66	283,661	28	285,457	499	294,667	593	293,007
34歳			69	290,933	29	293,010	524	304,890	622	302,787
35歳			62	292,637	25	294,640	458	311,636	545	308,695
36歳			57	305,393	26	306,358	419	319,508	502	317,224
37歳			66	314,947	26	313,231	386	332,017	478	328,638
38歳			48	323,085	32	328,434	399	338,319	479	336,132
39歳			69	329,375	42	337,521	376	346,491	487	343,293
40歳			61	344,826	38	336,255	336	352,710	435	350,167
41歳			68	364,410	43	343,533	290	363,621	401	361,601
42歳	1	346,900	77	372,869	56	356,857	289	367,827	423	367,243
43歳			103	372,274	50	351,870	301	375,882	454	372,419
44歳			98	381,274	49	357,018	319	380,743	466	378,360
45歳	1	335,400	119	387,934	48	367,606	308	384,396	476	383,485
46歳			125	390,130	54	372,560	255	388,104	434	386,754
47歳			81	387,515	43	378,321	293	390,408	417	388,599
48歳			105	394,995	62	379,987	278	396,056	445	393,567
49歳			109	402,533	40	383,515	291	396,105	440	396,553
50歳	2	370,100	120	402,777	55	391,034	324	401,858	501	400,763
51歳			94	407,394	40	396,340	283	402,960	417	403,324
52歳	1	365,300	145	410,859	50	400,701	368	408,438	564	408,298
53歳	1	388,600	146	412,096	66	402,276	474	413,126	687	411,829
54歳			173	411,975	53	405,810	460	413,805	686	412,726
55歳			165	412,452	76	407,916	511	416,519	752	414,757
56歳	1	388,600	200	415,872	58	406,156	574	417,059	833	415,981
57歳			141	414,301	61	410,486	541	421,635	743	419,328
58歳			104	412,802	82	410,164	578	423,391	764	420,530
59歳			97	416,414	66	410,674	491	424,871	654	422,184
60歳以上	1	351,200	2	298,600	4	404,826	79	459,477	86	451,935
計	8		3,765		1,543		16,094		21,410	
平均給料月額	364,525 円		342,298 円		352,566 円		334,533 円		337,209 円	
平均年齢	51.9 歳		42.1 歳		44.8 歳		40.2 歳		40.9 歳	
学歴構成比	0.0 %		17.6 %		7.2 %		75.2 %		100.0 %	

13 企業職給料表（企業職員）

年齢	学歴		中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	区分	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	人員	平均給料額 円	
												人員
18歳												
19歳												
20歳												
21歳												
22歳												
23歳												
24歳												
25歳												
26歳									1	214,900	1	214,900
27歳									1	216,300	1	216,300
28歳									3	215,733	3	215,733
29歳									4	230,550	4	230,550
30歳									2	241,400	2	241,400
31歳									2	244,550	2	244,550
32歳									1	259,500	1	259,500
33歳									2	260,400	2	260,400
34歳												
35歳									1	288,500	1	288,500
36歳												
37歳												
38歳												
39歳									1	305,500	1	305,500
40歳				1	299,000						1	299,000
41歳						1	327,800	1	358,200	2	343,000	
42歳								2	382,280	2	382,280	
43歳								2	349,750	2	349,750	
44歳						1	367,700	2	351,900	3	357,167	
45歳												
46歳				1	343,000	1	343,900				2	343,450
47歳				1	371,800			5	372,160	6	372,100	
48歳								2	384,450	2	384,450	
49歳								1	343,900	1	343,900	
50歳						1	378,600				1	378,600
51歳												
52歳				1	349,400			2	387,250	3	374,633	
53歳												
54歳				1	384,700			3	388,600	4	387,625	
55歳				1	388,600	2	372,537	1	395,100	4	382,193	
56歳				2	388,600			3	416,240	5	405,184	
57歳												
58歳				2	388,600			1	430,741	3	402,647	
59歳						2	419,489	4	397,281	6	404,684	
60歳以上								3	456,745	3	456,745	
計				10		8		50		68		
平均給料月額				369,090 円		375,256 円		336,414 円		345,789 円		
平均年齢				52.2 歳		51.1 歳		43.8 歳		45.9 歳		
学歴構成比				14.7 %		11.8 %		73.5 %		100.0 %		

14 現業職（協約）給料表（現業職員）

学歴 区分 年齢	中学卒		高校卒		短大卒		大学卒		合計	
	人員	平均給料額								
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18歳										
19歳										
20歳										
21歳										
22歳										
23歳										
24歳										
25歳										
26歳										
27歳										
28歳										
29歳										
30歳										
31歳										
32歳										
33歳										
34歳										
35歳										
36歳										
37歳										
38歳										
39歳					1	285,000			1	285,000
40歳					1	293,800			1	293,800
41歳										
42歳	1	335,200	1	312,800					2	324,000
43歳										
44歳			1	320,100	1	320,800	1	306,600	3	315,833
45歳			1	330,700					1	330,700
46歳	1	361,100	1	344,400					2	352,750
47歳	3	353,467	1	351,000	2	335,950			6	347,217
48歳	4	349,425	8	348,138					12	348,567
49歳	3	357,167	3	341,467					6	349,317
50歳	4	354,025							4	354,025
51歳	2	353,800	2	340,050					4	346,925
52歳	2	360,750	4	377,150	1	375,900			7	372,286
53歳	5	357,748	11	368,127					16	364,884
54歳	5	362,980	9	375,049	1	375,900			15	371,083
55歳	6	358,067	4	367,175					10	361,710
56歳	2	323,707	8	371,848	1	388,602			11	364,618
57歳	3	377,726	11	376,844	1	378,600			15	377,137
58歳	6	376,574	9	383,709	1	380,200			16	380,814
59歳	5	378,704	9	383,626	1	391,977			15	382,542
60歳以上	10	381,780	20	390,107			4	385,705	34	387,140
計	62		103		11		5		181	
平均給料月額	364,105 円		372,611 円		351,153 円		369,884 円		368,318 円	
平均年齢	54.5 歳		55.4 歳		50.3 歳		57.8 歳		54.8 歳	
学歴構成比	34.2 %		56.9 %		6.1 %		2.8 %		100.0 %	

第6表 職員の扶養手当の支給状況

その1 給料表別扶養親族数

給料表区分	職員数	受給職員数	扶養親族数				平均扶養親族数		平均手当額	
			配偶者 (6,500円)	子 (10,000円)	その他の扶養親族 (6,500円)	計	職員1人当たり	受給職員1人当たり	職員1人当たり	受給職員1人当たり
全職員	21,659	10,479	5,758	14,182	553	20,493	0.9	2.0	9,438	19,508
行政職給料表	4,963	2,099	1,132	2,626	182	3,940	0.8	1.9	8,159	19,291
公安職給料表	6,594	3,935	2,821	5,771	85	8,677	1.3	2.2	12,608	21,128
教育職給料表(2)	3,557	1,599	740	2,051	91	2,882	0.8	1.8	8,451	18,800
教育職給料表(3)	5,731	2,449	847	3,250	158	4,255	0.7	1.7	7,553	17,676
医療職給料表(1)	44	23	19	28	-	47	1.1	2.0	9,625	18,413
医療職給料表(2)	181	56	26	90	-	116	0.6	2.1	6,680	21,589
医療職給料表(3)	126	74	15	121	8	144	1.1	1.9	12,218	20,804
研究職給料表	210	104	60	124	7	191	0.9	1.8	9,217	18,611
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,410	10,339	5,660	14,061	531	20,252	0.9	2.0	9,439	19,546
企業職給料表	68	38	29	49	5	83	1.2	2.2	12,294	22,000
現業職(協約) 給料表	181	102	69	72	17	158	0.9	1.5	8,282	14,696

(注) 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

その2 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	受給職員数	うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
計	10,479	5,758	8,548	468
1人	4,428	1,599	2,597	232
2人	2,982	1,534	2,890	124
3人	2,300	1,916	2,292	59
4人	661	609	661	32
5人	95	90	95	17
6人以上	13	10	13	4

第7表 職員の地域手当の支給状況

給料表区分	支給地域別受給職員数(構成比)						平均手当 月額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	計	
全職員	人 22 (0.1%)	人 9,122 (42.1%)	人 5,931 (27.4%)	人 1,318 (6.1%)	人 5,266 (24.3%)	人 21,659 (100.0%)	円 24,124
行政職給料表	22 (0.4%)	2,872 (57.9%)	779 (15.7%)	151 (3.0%)	1,139 (23.0%)	4,963 (100.0%)	25,518
公安職給料表	- (-)	4,747 (72.0%)	968 (14.7%)	140 (2.1%)	739 (11.2%)	6,594 (100.0%)	29,339
教育職給料表(2)	- (-)	1,206 (33.9%)	1,052 (29.6%)	239 (6.7%)	1,060 (29.8%)	3,557 (100.0%)	24,259
教育職給料表(3)	- (-)	50 (0.9%)	2,848 (49.7%)	754 (13.1%)	2,079 (36.3%)	5,731 (100.0%)	16,711
医療職給料表(1)	- (-)	19 (43.2%)	18 (40.9%)	1 (2.3%)	6 (13.6%)	44 (100.0%)	84,954
医療職給料表(2)	- (-)	44 (24.3%)	46 (25.4%)	7 (3.9%)	84 (46.4%)	181 (100.0%)	18,688
医療職給料表(3)	- (-)	- (-)	117 (92.9%)	- (-)	9 (7.1%)	126 (100.0%)	18,488
研究職給料表	- (-)	96 (45.7%)	40 (19.0%)	10 (4.8%)	64 (30.5%)	210 (100.0%)	24,264
第2号任期付 研究員給料表	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (100.0%)	1 (100.0%)	10,656
特定任期付 職員給料表	- (-)	3 (100.0%)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (100.0%)	46,781
小計	22 (0.1%)	9,037 (42.2%)	5,868 (27.4%)	1,302 (6.1%)	5,181 (24.2%)	21,410 (100.0%)	24,141
企業職給料表	- (-)	20 (29.4%)	30 (44.1%)	8 (11.8%)	10 (14.7%)	68 (100.0%)	23,870
現業職(協約) 給料表	- (-)	65 (35.9%)	33 (18.2%)	8 (4.4%)	75 (41.5%)	181 (100.0%)	22,215

(注) 1 地域手当の支給地域別の支給割合は下表のとおりである。

区分	支給地域	現行支給割合
1級地	東京都の特別区	100分の17.4
2級地	京都市	100分の9.4
3級地	宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、 乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町	100分の5.4
4級地	木津川市、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡笠置町、 相楽郡和束町、相楽郡精華町、相楽郡南山城村	100分の4.4
5級地	2級地から4級地まで以外の府内の地域	100分の3.2

2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の支給割合は、支給地域の区分にかかわらず、100分の16である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

給料表区分	職員数	受給 職員数	平均手当月額		職員自らが居住する住宅				単身赴任者の配偶者が居住する住宅
			職員1人当たり	受給職員1人当たり	手当月額10,000円未満の受給者	手当月額10,000円以上30,000円未満の受給者	手当月額30,000円以上の受給者	小計	
	人	人	円	円	人	人	人	人	人
全職員	21,659	4,715	6,005	27,586	29	2,287	2,395	4,711	10 (6)
行政職給料表	4,963	1,170	6,478	27,480	2	584	581	1,167	7 (4)
公安職給料表	6,594	1,062	4,417	27,428	17	484	560	1,061	3 (2)
教育職給料表(2)	3,557	938	7,285	27,624	5	466	467	938	- (-)
教育職給料表(3)	5,731	1,382	6,712	27,834	3	672	707	1,382	- (-)
医療職給料表(1)	44	8	5,432	29,875	-	1	7	8	- (-)
医療職給料表(2)	181	52	7,661	26,667	-	30	22	52	- (-)
医療職給料表(3)	126	16	3,616	28,475	-	8	8	16	- (-)
研究職給料表	210	47	6,089	27,206	-	22	25	47	- (-)
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	- (-)
小計	21,410	4,675	6,026	27,598	27	2,267	2,377	4,671	10 (6)
企業職給料表	68	16	6,706	28,500	-	8	8	16	- (-)
現業職(協約) 給料表	181	24	3,272	24,679	2	12	10	24	- (-)

(注) 「単身赴任者の配偶者が居住する住宅」欄の()内は、「職員自らが居住する住宅」についての手当も受給している者の人数である。

第9表 職員の特地勤務（へき地）手当等及び初任給調整手当の支給状況

給料表区分	職員数	特地勤務（へき地）手当等			初任給調整手当		
		受給職員数	平均手当月額		受給職員数	平均手当月額	
			職員1人当たり	受給職員1人当たり		職員1人当たり	受給職員1人当たり
	人	人	円	円	人	円	円
全職員	21,659	156	108	14,970	38	428	244,047
行政職給料表	4,963	16	37	11,574	-	-	-
公安職給料表	6,594	12	12	6,809	-	-	-
教育職給料表(2)	3,557	18	16	3,119	-	-	-
教育職給料表(3)	5,731	98	326	19,052	-	-	-
医療職給料表(1)	44	-	-	-	38	210,768	244,047
医療職給料表(2)	181	-	-	-	-	-	-
医療職給料表(3)	126	-	-	-	-	-	-
研究職給料表	210	5	365	15,325	-	-	-
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-
小計	21,410	149	106	15,213	38	433	244,047
企業職給料表	68	-	-	-	-	-	-
現業職（協約） 給料表	181	7	379	9,793	-	-	-

第10表 職員の管理職手当の支給状況

給料表区分	職員数	支給区分別受給職員数										平均手当月額	
		1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	計	職員1人あたり	受給職員1人あたり
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全職員	21,659	33	141	166	105	40	276	96	372	332	1,561	4,851	67,303
行政職給料表	4,963	31	104	99	55	-	255	-	9	44	597	9,431	78,399
公安職給料表	6,594	-	20	52	42	-	-	-	-	-	114	1,617	93,537
教育職給料表(2)	3,557	-	-	-	-	16	-	40	61	69	186	2,844	54,392
教育職給料表(3)	5,731	-	-	-	-	24	-	56	302	219	601	5,532	52,755
医療職給料表(1)	44	1	11	3	5	-	-	-	-	-	20	53,161	116,955
医療職給料表(2)	181	-	-	3	1	-	7	-	-	-	11	4,273	70,309
医療職給料表(3)	126	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	638	80,400
研究職給料表	210	1	3	7	-	-	11	-	-	-	22	8,551	81,623
第2号任期付 研究員給料表	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定任期付 職員給料表	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	21,410	33	138	164	104	40	273	96	372	332	1,552	4,871	67,190
企業職給料表	68	-	3	2	1	-	3	-	-	-	9	11,482	86,756
現業職(協約) 給料表	181	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第11表 職員の通勤手当の支給状況

給料表区分	職員数	通勤方法別受給職員数				平均手当月額		
		交通機関 利用者 A	交通用具使用者		併用者 D	計 (A+B+C+D)	職員 1人 当たり	受給職員 1人 当たり
			自動車・ バイクを 使用する 者 B	自転車の みを使用 する者 C				
全職員	人	人	人	人	人	円	円	
行政職給料表	4,963	2,466	1,332	255	171	4,224	11,979	14,075
公安職給料表	6,594	2,654	2,486	355	182	5,677	9,254	10,748
教育職給料表(2)	3,557	572	2,439	69	76	3,156	9,849	11,101
教育職給料表(3)	5,731	267	4,521	43	114	4,945	7,718	8,944
医療職給料表(1)	44	21	10	1	-	32	8,332	11,456
医療職給料表(2)	181	74	66	4	9	153	14,839	17,555
医療職給料表(3)	126	16	98	-	-	114	7,392	8,170
研究職給料表	210	69	80	6	22	177	13,646	16,190
第2号任期付 研究員給料表	1	-	1	-	-	1	5,700	5,700
特定任期付 職員給料表	3	3	-	-	-	3	44,611	44,611
小計	21,410	6,142	11,033	733	574	18,482	9,655	11,185
企業職給料表	68	30	26	3	1	60	9,694	10,986
現業職(協約) 給料表	181	22	137	6	1	166	9,013	9,827

第12表 再任用職員の適用給料表別人員

給料表区分	フルタイム勤務職員数	短時間勤務職員数
	人	人
全職員	468	295
60歳	190	21
61歳	134	50
62歳	68	81
63歳	46	82
64歳	30	61
行政職給料表	105	182
公安職給料表	28	-
教育職給料表(2)	193	49
教育職給料表(3)	126	14
医療職給料表(2)	2	2
医療職給料表(3)	1	8
研究職給料表	4	13
小計	459	268
企業職給料表	-	2
現業職(協約)給料表	9	25

2 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 1,013事業所

イ 調査対象職種

76職種（行政職に相当する職種22職種 その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって24層に層化し、これらの層から245事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は第13表その1のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第13表その2のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	事業所 227	事業所 90	事業所 94	事業所 43
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	12	6	1	5
製造業	87	32	37	18
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	37	18	11	8
卸売業, 小売業	24	7	13	4
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	10	6	3	1
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	57	21	29	7

(注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1事業所、調査不能の事業所が17事業所あった。

2 調査対象事業所245事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた244事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は、93.0%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人 160,174	人 42,208	人 21,434	人 14,013	人 1,166
	農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業, 建設業	2,648	1,250	699	650	18
	製造業	65,863	22,055	11,948	7,143	640
	電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	20,914	4,977	1,739	1,319	81
	卸売業, 小売業	8,603	3,576	1,676	1,317	126
	金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	7,166	1,567	1,119	605	24
	教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	54,980	8,783	4,253	2,979	277

第14表 民間における職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴 (新規学卒者)	規 模 計				
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満		
事務員・技術者計	大 学 卒	210,055	213,462	207,034	197,658	
	短 大 卒	178,129	182,768	173,807	194,373	
	高 校 卒	163,922	163,760	163,445	167,709	
	事 務 員	大 学 卒	206,442	210,184	201,726	199,072
		短 大 卒	174,342	178,864	170,102	205,000
		高 校 卒	163,709	165,404	160,612	162,036
	技 術 者	大 学 卒	217,956	223,376	215,122	193,017
		短 大 卒	182,636	188,949	177,921	192,248
		高 校 卒	163,987	163,401	165,902	172,341

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所について平均したもの）で、職員の地域手当のように一律に支給される給与を含めた額である。
 2 時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除外した額である。
 3 事務員と技術者のみを対象としたものである。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採 用 有 り	初任給の改定状況			採 用 な し
				増 額	据 置 き	減 額	
				%	%	%	
大 学 卒	規 模 計	規 模 計	34.7	(38.3)	(61.7)	—	65.3
		500人以上	28.5	(47.5)	(52.5)	—	71.5
		100人以上500人未満	43.7	(33.1)	(66.9)	—	56.3
		100人未満	25.1	(38.5)	(61.5)	—	74.9
高 校 卒	規 模 計	規 模 計	18.0	(46.9)	(53.1)	—	82.0
		500人以上	17.2	(47.8)	(52.2)	—	82.8
		100人以上500人未満	17.9	(52.5)	(47.5)	—	82.1
		100人未満	19.9	(32.3)	(67.7)	—	80.1

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。

第16表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	33.8	11.5	-	54.7
課 長 級	26.8	9.8	0.4	63.0

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
				増 額	減 額		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	91.0	91.0	27.0	2.8	61.2	-	9.0
課 長 級	80.9	80.5	23.0	2.1	55.4	0.4	19.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における昇給制度の状況

役職段階	企業規模	昇給制度 あり				昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	昇給制度 あり	
		%	%	%	%	%
係 員	規 模 計	92.1	45.5	79.4	59.1	7.9
	500人以上	97.2	50.3	77.5	63.7	2.8
	100人以上500人未満	90.4	45.9	82.0	58.0	9.6
	100人未満	84.8	31.6	77.0	49.7	15.2
課 長 級	規 模 計	83.7	38.0	78.9	59.5	16.3
	500人以上	84.8	40.4	74.9	66.6	15.2
	100人以上500人未満	85.2	41.2	80.9	54.8	14.8
	100人未満	76.5	19.8	83.2	55.4	23.5

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 人 員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
支 店 長	31	53.0	715,493	26	53.2	737,708	3	49.9	676,936	2	57.0	479,350
工 場 長												
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
32～35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36～39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40～43	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
44～47	2	-	597,142	*	-	*	-	*	-	*	-	-
48～51	7	-	687,581	7	-	687,581	-	-	-	-	-	-
52～55	9	-	677,908	8	-	651,985	*	-	*	-	-	-
56～59	12	-	791,461	9	-	844,634	*	-	*	2	-	479,350
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	26	53.3	754,504	23	53.1	756,054	2	54.0	803,042	*	*	*
短大卒	3	50.2	536,548	2	56.7	585,147	*	*	*	-	-	-
高校卒	2	53.6	391,453	*	-	*	-	-	-	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 長	670	52.2	686,894	381	53.1	773,029	252	51.0	571,666	37	51.0	510,090
技 術 部 長												
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
36～39	14	-	526,610	3	-	656,752	11	-	493,558	-	-	-
40～43	29	-	562,834	12	-	667,295	15	-	500,171	2	-	492,247
44～47	73	-	588,744	27	-	696,008	37	-	532,072	9	-	446,671
48～51	155	-	692,397	92	-	783,085	56	-	568,468	7	-	499,112
52～55	196	-	714,265	125	-	783,593	61	-	589,469	10	-	520,064
56～59	195	-	724,109	120	-	784,794	66	-	613,790	9	-	574,691
60～	6	-	670,345	2	-	749,918	4	-	633,859	-	-	-
大学卒	541	52.1	714,130	336	53.1	791,738	186	50.2	579,023	19	52.7	548,313
短大卒	49	52.2	576,419	17	51.6	665,430	25	53.8	553,558	7	47.4	459,033
高校卒	73	52.8	557,558	25	53.9	593,247	38	52.6	553,021	10	50.7	469,771
中学卒	7	53.7	539,954	3	55.3	599,067	3	55.0	487,333	*	*	*
事 務 部 次 長	344	50.5	593,027	170	51.5	656,368	144	49.2	507,809	30	48.1	468,280
技 術 部 次 長												
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	-	-	-	*	-	*	-	-	-
32～35	2	-	399,142	-	-	-	2	-	399,142	-	-	-
36～39	10	-	476,150	2	-	603,863	8	-	444,097	-	-	-
40～43	33	-	521,534	15	-	583,090	11	-	449,888	7	-	465,591
44～47	59	-	539,644	23	-	624,680	30	-	472,263	6	-	458,562
48～51	96	-	596,558	52	-	648,355	34	-	523,052	10	-	462,815
52～55	83	-	620,342	37	-	683,655	41	-	540,142	5	-	464,870
56～59	58	-	647,358	39	-	678,613	17	-	552,634	2	-	542,961
60～	2	-	617,666	2	-	617,666	-	-	-	-	-	-
大学卒	266	50.6	608,347	139	51.5	662,000	111	49.1	523,068	16	47.9	486,105
短大卒	26	46.9	504,068	10	46.7	592,819	11	46.0	450,601	5	49.6	459,388
高校卒	50	51.2	537,498	20	52.4	634,829	22	51.2	453,545	8	47.0	445,663
中学卒	2	56.1	435,754	*	*	*	-	-	-	*	*	*
事 務 課 長	1,656	48.5	554,483	1,047	48.8	591,741	505	47.7	476,380	104	48.1	446,731
技 術 課 長												
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
28～31	5	-	427,964	2	-	524,136	3	-	381,606	-	-	-
32～35	18	-	452,385	5	-	500,984	12	-	426,689	*	-	*
36～39	71	-	473,428	27	-	534,801	35	-	408,065	9	-	408,012
40～43	215	-	523,452	126	-	570,256	67	-	440,362	22	-	411,901
44～47	384	-	543,303	228	-	584,893	137	-	461,543	19	-	436,762
48～51	435	-	574,293	309	-	599,240	108	-	507,483	18	-	429,823
52～55	320	-	575,009	223	-	606,862	81	-	487,485	16	-	463,274
56～59	200	-	585,336	123	-	609,565	58	-	543,785	19	-	520,982
60～	7	-	415,211	3	-	495,293	4	-	375,000	-	-	-
大学卒	1,215	48.0	565,035	801	48.3	595,093	361	47.1	491,650	53	47.8	447,581
短大卒	127	49.0	514,589	65	49.6	570,260	51	48.3	448,984	11	48.3	477,621
高校卒	312	50.7	522,129	181	51.5	580,494	91	49.8	432,400	40	48.4	437,115
中学卒	2	47.0	415,500	-	-	-	2	47.0	415,500	-	-	-

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満			100人未満		
	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額	調 査 実人員	平 均 年 齢	平 均 給 与 月 額
	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理 技術課長代理	484	47.0	496,287	312	46.9	492,380	160	46.9	514,390	12	48.0	352,710
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	*	-	*	*	-	*	-	-	-	-	-	-
32～35	18	-	452,452	13	-	440,276	5	-	485,650	-	-	-
36～39	52	-	422,419	31	-	440,597	19	-	400,123	2	-	278,500
40～43	84	-	463,614	58	-	475,222	23	-	449,303	3	-	315,492
44～47	114	-	479,594	76	-	489,439	38	-	459,440	-	-	-
48～51	102	-	537,187	57	-	512,074	42	-	586,768	3	-	402,579
52～55	58	-	535,419	39	-	514,414	18	-	596,002	*	-	*
56～59	55	-	540,350	37	-	530,680	15	-	588,252	3	-	404,366
60～	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	319	46.1	516,546	202	46.0	501,150	110	46.3	558,014	7	47.3	370,473
短大卒	64	46.4	450,269	34	46.5	465,380	29	46.5	437,249	*	*	*
高校卒	96	50.3	453,352	73	50.2	476,941	19	50.7	386,920	4	51.0	341,213
中学卒	5	55.5	426,257	3	55.8	463,804	2	55.0	369,500	-	-	-
事務係長 技術係長	1,736	45.1	407,822	1,102	45.6	421,890	510	43.4	366,491	124	44.7	349,957
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	2	-	233,500	-	-	-	2	-	233,500	-	-	-
28～31	40	-	308,411	22	-	315,341	12	-	294,509	6	-	284,385
32～35	179	-	343,294	84	-	352,629	84	-	324,876	11	-	346,350
36～39	234	-	381,260	143	-	389,100	76	-	354,419	15	-	367,489
40～43	275	-	400,180	153	-	420,846	99	-	348,864	23	-	341,299
44～47	311	-	415,307	191	-	432,622	92	-	371,226	28	-	348,242
48～51	263	-	439,188	184	-	448,091	67	-	411,912	12	-	341,218
52～55	260	-	441,030	197	-	449,308	43	-	410,901	20	-	365,572
56～59	163	-	438,314	121	-	446,047	35	-	410,203	7	-	376,546
60～	9	-	348,204	7	-	344,855	-	-	-	2	-	361,000
大学卒	1,045	43.6	412,508	650	44.1	423,971	333	42.0	377,509	62	42.6	358,520
短大卒	210	45.5	375,814	104	45.5	386,628	86	45.9	359,398	20	43.6	337,434
高校卒	467	49.2	412,657	343	49.9	431,620	84	46.0	334,697	40	48.2	341,394
中学卒	14	47.2	339,112	5	47.6	374,513	7	46.7	291,859	2	48.0	380,844
事務主任 技術主任	1,513	39.6	321,483	764	39.2	328,275	650	40.3	317,068	99	39.5	274,565
～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	26	-	231,937	13	-	218,447	11	-	273,311	2	-	240,000
28～31	241	-	284,203	123	-	281,185	98	-	294,797	20	-	254,621
32～35	277	-	301,301	152	-	299,582	106	-	307,102	19	-	285,295
36～39	224	-	319,657	99	-	332,938	111	-	309,825	14	-	277,773
40～43	241	-	341,938	114	-	366,027	114	-	321,887	13	-	270,325
44～47	194	-	340,850	99	-	361,052	85	-	317,777	10	-	279,951
48～51	141	-	358,656	86	-	373,305	46	-	336,190	9	-	286,054
52～55	95	-	365,379	48	-	386,526	39	-	347,194	8	-	301,332
56～59	71	-	357,303	29	-	352,711	40	-	364,781	2	-	281,817
60～	3	-	253,023	*	-	*	-	-	-	2	-	218,200
大学卒	1,023	37.8	323,021	539	37.4	324,181	429	38.4	325,257	55	37.2	282,784
短大卒	186	43.8	312,485	66	44.2	334,398	94	43.9	308,909	26	41.7	258,947
高校卒	296	44.5	321,751	158	44.4	342,767	120	44.9	296,327	18	43.0	272,090
中学卒	8	35.4	268,880	*	*	*	7	34.0	253,684	-	-	-
事務係員 技術係員	4,964	36.9	294,282	2,781	37.4	307,272	1,820	36.0	271,478	363	36.1	242,815
～19歳	19	-	172,518	9	-	174,820	7	-	163,598	3	-	193,185
20～23	242	-	206,512	130	-	208,193	92	-	204,486	20	-	198,914
24～27	982	-	239,262	522	-	244,069	377	-	232,585	83	-	219,192
28～31	799	-	266,361	420	-	277,930	334	-	244,076	45	-	243,253
32～35	595	-	292,023	322	-	306,543	236	-	261,915	37	-	241,843
36～39	454	-	303,259	228	-	322,936	190	-	270,453	36	-	256,934
40～43	446	-	317,552	229	-	332,711	176	-	298,917	41	-	259,709
44～47	505	-	329,103	306	-	340,511	166	-	310,657	33	-	252,323
48～51	424	-	345,456	276	-	352,678	118	-	332,341	30	-	284,651
52～55	289	-	358,790	179	-	371,847	84	-	342,771	26	-	252,322
56～59	194	-	380,688	147	-	390,944	38	-	350,893	9	-	246,603
60～	15	-	368,219	13	-	382,830	2	-	278,050	-	-	-
大学卒	2,963	34.2	293,294	1,565	34.2	303,449	1,215	34.4	276,548	183	32.7	250,048
短大卒	692	39.7	281,456	342	40.2	294,133	278	39.2	269,972	72	38.3	235,926
高校卒	1,286	42.2	302,725	866	43.1	319,830	316	39.3	254,280	104	40.0	235,154
中学卒	23	38.0	295,361	8	38.7	329,530	11	32.3	234,833	4	49.3	228,951

(注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2、その3において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2、その3において同じ。)

3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種当該従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事務 ・ 技 術 関 係 種	支店長 工場長	構成員50人以上の支店(社)・工場の長(取締役兼任者を除く。)
	事務部長 技術部長	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
	事務課長 技術課長	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	事務係長 技術係長	係の長及び係長級専門職
	事務主任 技術主任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員 技術係員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者	

(注) 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府内の民間事業所		
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	部長等	/	/
9級			
8級	課長	部長等	部長等
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級			
2級	主任	主任	主任
1級			
	係員	係員	係員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	2	27.5	193,861	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において 業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	54.4	413,672	
	守 衛	*	*	*	
	用 務 員	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	24	61.9	852,907	
	大 学 教 授	121	58.7	693,920	
	大 学 准 教 授	96	49.3	588,222	
	大 学 講 師	53	46.0	469,773	
	大 学 助 教	11	41.8	435,228	
	高 等 学 校 校 長	5	59.0	803,155	
	高 等 学 校 教 頭	7	53.9	645,659	
	高 等 学 校 教 諭	100	44.1	486,347	
	研 究 所 長	-	-	-	
研 究 関 係 職 種	研 究 部（課）長	57	50.3	609,955	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研 究 室（係）長	14	43.8	540,276	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	51	38.8	427,275	下記研究員より上位の者
	研 究 員	141	34.1	345,588	
	研 究 補 助 員	-	-	-	
	病 院 長	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
医 療 関 係 職 種	副 院 長	6	60.0	1,399,616	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	16	48.6	1,080,176	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	22	46.8	1,078,937	
	歯 科 医 師	-	-	-	
	薬 局 長	7	50.0	426,076	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	49	34.7	296,588	
	診 療 放 射 線 技 師	51	41.2	328,096	
	臨 床 検 査 技 師	52	39.5	295,181	
	栄 養 士	35	36.8	263,966	
	理 学 療 法 士	99	31.4	267,348	
	作 業 療 法 士	62	32.6	248,026	
	総 看 護 師 長	6	53.6	575,531	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	53	49.1	428,097	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	228	38.4	305,481		
准 看 護 師	75	47.2	284,720		

その3 再雇用者（企業規模計）

職 種 名		調 査 員 人	平 均 年 齢 歳	平 給 与 月 額 円	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	-	-	-	その1の(参考)調査職種 の該当要件を参照
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 部 長	20	63.0	506,279	
	60歳男性	4	-	406,829	
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	12	61.3	344,826	
	60歳男性	4	-	225,893	
	事 務 ・ 技 術 課 長	28	61.8	354,418	
	60歳男性	8	-	311,092	
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	8	63.0	306,431	
	60歳男性	-	-	-	
	事 務 ・ 技 術 係 長	10	62.2	296,160	
	60歳男性	2	-	315,150	
	事 務 ・ 技 術 主 任	-	-	-	
	60歳男性	-	-	-	
事 務 ・ 技 術 係 員	358	62.2	242,135		
60歳男性	68	-	218,753		

第20表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定又は見直すことについて検討中	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)	配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		[11.3%]	[13.7%]	[75.0%]		
78.5%	(87.1%)				(12.9%)	21.5%

- (注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100%とした割合である。
 2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100%とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,988円
配偶者と子1人	18,724円
配偶者と子2人	24,035円

- (注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	57.4%
非支給	42.6%

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	{ 30,000円以上 31,000円未満
-------------------------------	--------------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、30,000円である。

第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計	47.8	52.2	51.8	48.2	56.6	43.4
	500人以上	45.5	54.5	47.1	52.9	55.2	44.8
	100人以上500人未満	54.5	45.5	60.1	39.9	63.9	36.1
	100人未満	41.4	58.6	39.7	60.3	41.2	58.8

3 生計費関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法の概要

府民一般の標準的な生活の水準を把握するため、人事院が行う計算方法により、「家計調査」(総務省)等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

なお、職員給与決定に当たっては、標準生計費を参考にするとともに、生計費を踏まえて民間給与が決定されていると考えられることから、「2 民間給与関係資料」に示す民間給与と水準の均衡を図ることを通じて、生計費が反映されることとなる。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費 II …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分等を加味して、平成30年4月の費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯(全国・勤労者世帯)のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 京都市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成30年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,800	41,260	51,250	61,230	71,220
住居関係費	39,100	42,850	38,530	34,210	29,890
被服・履物費	2,980	10,420	11,970	13,520	15,060
雑費 I	29,900	27,010	50,100	73,190	96,280
雑費 II	7,570	17,310	21,450	25,580	29,710
合計	105,350	138,850	173,300	207,730	242,160

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項目	平成29年												平成30年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月							
民間給与(厚生労働省月動調査)	金額 対前年同月増減率	全国	307,611円	302,893	530,346	425,791	300,968	299,152	299,010	312,957	668,693	301,981	294,667	320,225	308,597	309,570								
		京都府	282,478円	277,081	506,778	367,472	275,782	277,396	278,575	283,417	658,763	267,675	267,058	280,656	283,731	273,460								
全産業	金額 対前年同月増減率	全国	294,971円	289,051	291,520	291,266	289,345	291,098	291,585	291,838	291,931	289,951	289,965	293,782	296,574	292,656								
		京都府	272,914円	271,772	273,262	269,866	270,063	269,973	272,440	272,643	271,799	264,077	264,676	265,702	273,425	265,852								
製造業	金額 対前年同月増減率	全国	326,200円	319,042	323,741	323,372	321,151	324,398	325,612	326,165	327,027	321,107	325,958	326,915	329,805	323,987								
		京都府	330,299円	321,241	327,744	326,505	319,787	329,079	329,362	329,846	329,167	314,990	319,924	322,612	327,109	319,521								
消費支出(一人以上)	金額 対前年同月増減率	全国	295,929円	283,056	268,802	279,197	280,320	268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307								
		近畿地方	284,290円	282,018	256,197	277,669	271,202	263,089	273,416	281,373	308,709	275,295	261,951	288,503	274,841	273,422								
消費(総務省家計調査)	金額 エンゲル係数	全国	253,447円	217,954	226,105	219,646	271,319	248,877	293,225	245,874	303,336	268,644	241,074	308,867	254,737	291,521								
		京都市	29.5%	34.7	32.6	32.2	27.5	28.6	24.7	30.5	31.2	28.6	29.3	24.4	29.1	26.9								
物価	消費者物価指数(総合)(総務省)	全国	0.4%	0.4	0.4	0.4	0.7	0.7	0.7	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7								
		京都市	0.4%	0.5	0.8	0.7	0.9	0.9	0.9	0.1	0.7	1.2	1.4	1.6	1.2	0.8	0.6							
その他	雇用者数(労働力調査)	全国	5,799万人	5,803	5,823	5,839	5,842	5,836	5,838	5,848	5,838	5,877	5,905	5,933	5,959	5,939								
		京都市	1.47倍	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.60								
有効求人倍率	京都市	1.49倍	1.51	1.52	1.53	1.53	1.53	1.51	1.52	1.52	1.53	1.56	1.56	1.62	1.58	1.55								
		総実労働時間数(毎勤・全産業)	153.1時間	144.7	154.2	150.5	144.5	148.4	149.7	150.9	148.9	139.0	143.1	147.6	150.9	146.6								
鉱工業生産指数(経済産業省)	うち所定外労働時間数	13.2時間	12.3	12.3	12.4	12.0	12.5	12.8	13.1	13.2	12.0	12.4	12.9	13.0	12.4									
		対前年同月増減率	5.7%	6.2	5.2	4.5	5.0	2.5	5.7	3.6	4.5	2.9	1.6	2.4	2.6	4.2								

(注) 1 雇用者数及び有効求人倍率は季節調整済値である。
2 民間給与は、厚生労働省毎月労働統計調査の常用労働者30人以上の事業所の数値である。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約12,500民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査（完了率88.2%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655円 0.16%〔行政職(一)…現行給与 410,940円 平均年齢43.5歳〕
〔俸給 583円 はね返し分(注) 72円〕 (注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.40月）

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

[実施時期]

- ・月例給：平成30年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理感・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理感・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理感を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・超過勤務命令の上限を人事院規則において原則1月45時間・1年360時間（他律的業務の比重の高い部署においては1月100時間・1年720時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が10日以上、職員が年5日以上、年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年3月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

- 質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- ・ 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- ・ 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- ・ 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- ・ 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- ・ 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- ・ 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- ・ 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- ・ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- ・ 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- ・ 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

- ・ 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- ・ 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- ・ 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額を60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

- ※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討
- 関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

平成30年10月発行

 京都府人事委員会事務局

郵便番号 602-8570

京都市上京区下立売通新町西入